

千葉県子ども・若者基本条例（案）に関する意見の概要と市の考え方（令和6年11月29日現在）

※1 意見の概要については、趣旨が損なわない範囲で、一部語句を修正をしているものがあります。

※2 引き続き法的な整合性等の確認を実施するため、条例議案の提出時に内容を一部修正する場合があります。

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
1	全体	障害の「害」は「がい」に直した方がいいのではないかと考えます。いろいろ意見があるので、当事者や関係者が、「害」のままでもよいという考えならよいのですが、法律用語や行政用語等になっていて変えられない場合を除き「障がい」と表記することを提案します。	本市では基本的に「障害」と表記することとしているため、原案のままとします。	
2	全体	本条例から「若者」に関する事項を削除することを提案します。したがって、タイトルも「千葉県子ども基本条例（案）」となります。 第1章 総則 第2条（1）、（2）に“子ども”と“若者”の定義がなされていますが、“子ども”を概ね20歳代まで（0歳～29歳と仮定）とすると、一般的にいわゆる“若者”が含まれます。また“若者”を概ね30歳代まで（30歳～39歳と仮定）とすると、いわゆる“中年”も含まれてしまいます。平成30（2018）年6月13日の民法改正により、成年年齢を20歳から18歳に引き下げられましたので、20歳代を“子ども”と定義することに多少の違和感がありますが、… ※“20歳代”は“20歳台”あるいは“20代”が適切な表現と思います	条例案では、心身の発達の過程にある「子ども」と、心身の発達の過程を過ぎた者や自立した大人として生活している者等もいる「若者」とは丁寧に書き分ける必要があると考え、子ども基本法や子ども大綱等を踏まえ、個別に定義しているため、原案のままとします。ただし、子どもと若者それぞれの目安となる概ねの年齢を定義で示すことについては、誤解を招くおそれがあるため、ご意見を踏まえ修正します。（一目安となる年齢（20歳代、30歳代）を削除）	○
3	全体	子どもの権利条約ののっとり、両親の離婚に巻き込まれる子どもたちの権利がしっかりと保証される条約になることを望みます。 養育費も親子交流も子どもの権利であり、子どもたちへ常に父母双方から等しく養育を受けられる環境を作ってあげられる共同養育社会へ目指す条約を望みます。	ご意見として承ります。	
4	全体	「千葉県子ども・若者基本条例(案)」は子どもや若者の権利を尊重し、健全な成長を支援する重要な取り組みであり、この条例によって教育、福祉、地域社会の連携が強化され、子どもや若者たちがさらに安心して生活できる環境が整備されていくと思います。したがって、条例の作成はきわめて意義深く、現在の千葉市になくはならないものだと考えます。特に、すべての子どもや若者に学校に通う権利や社会で働く権利があるため、この条約によって子どもや若者へのサポートがさらに充実されるのならば素晴らしいことだと思いました。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	
5	全体	明文化された子どもや若者が保障されるべき権利や社会参画していくために必要な環境整備などの内容が重要であればこそ、それが実際にどれほど効果的に実行されていくのかもより一層重要になると思います。特に、子どもの養育が困難な状況に応じて支援をしていくと記載されていますが、それが具体的にはどのような支援であり、虐待の報告件数が年々増えている中で虐待の線引きはどうなっているのかにも市民への情報提供が必要だと思いました。私たちも学生の立場で、それらをしっかりと見ていきたいと思っています。 市長さんより「2024年度（上期）市長と語ろう会」にて子育て関連の施策の充実及び予算措置の拡充についてご説明がありましたが、今度も「基本条例」に基づく施策に関連する予算をしっかりと確保し、具体的な対策を講じることが必要だと考え、定期的にその成果も評価（アセスメント）してどのような効果があったのかを公開することも必要だと考えます。	条例案では、子どもや若者に関する施策を総合的・計画的に推進するため、子ども計画を策定するとともに（第39条第1項）、その推進状況を検証するため、千葉県社会福祉審議会等の附属機関による審議に付し、その内容を公表することとしています（第40条第1項）。	

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
6	全体	基本条例に基づく施策について、行政においては、市民がいればそれを一般常識として知っているように広報活動が求められ、一方、社会及び各家庭においては、虐待と似ている豚との違いなどにも考えていかなければいけないし、最後に、救済委員の選任方法も大切であると考えました。	ご意見をいただき、ありがとうございます。条例の趣旨や市の取組み等について、市民の方に理解を深めていただくため、周知啓発に努めて参ります。また、救済委員の選任方法については、公正かつ適正な職務の遂行を担保できるよう留意して参ります。	
7	全体	全体として、子どもの視点に立っていて、子どもたちにも、市民にもわかりやすく、細かくかみ砕いた条例になっていると思います。 一点、発達の権利についての視点が弱いと思います。前文にあるように、基本的人権を守るためのことはしっかり入っている一方で、「自分らしく健やかに成長・自立し、幸せな生活を送るための様々な権利」を育むための内容が弱いと思います。「また、こどもは成長の途中で、時には、わからないこと、できないこと、まちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です」のところは、まさに、失敗しながら学び、多様な価値観の人と出会って主体的に自らが興味を持って取り組み、自由に考えたり感じたりする中で自己を作っていく子どもならではの発達の権利といえます。 「支えが必要」とありますが、それだけでは不十分で、子どもが自ら伸びていく環境を用意するのが、権利保障であり大人の義務だと思います。そこが子どもの権利委員会ジェネラルコメントNO17で、日本の子どもに足りない指摘された子どもの発達の権利に不可欠な子どもの権利条約第31条です。第31条の意を条例に入れなければ、日本の子どもへの具体的な発達保障の手立てが失われるのではないかと懸念します。ここをしっかりと条例に入れ込むことが、ウェルビーイングな子ども時代と発達を保障できる鍵になると思います。	条例案の第13条第3号から第5号については、こどもの権利条約第31条を踏まえ規定しているため、原案のままとします。	
8	全体	子どもたちへのアンケート内容を読みました。本当によく答えてくれていて、アンケートをとる方も頑張られたと思います。もちろん、ごく一部の子どもたちであり、声をあげられていない、または、聴取の機会がない子どもたちも多いと思います。しかし、自分の意見を聞いてほしいという気持ちが、どの年齢層でも多いことは印象的でした。中高生では、特にいじめについて、加害者へのメンタルケアやカウンセリングの必要性、親子関係への言及、被害者への温かい目、加害者を責めるのではなく本当に必要なことをちゃんと見抜いている意見が沢山あがっていました。どうぞ、子どもの声をきく仕組みを作ってください。子どもの声を反映させ、子どもを裏切らない施策を実現してください。	こどもや若者の意見表明・意見反映の仕組みづくりについては、施策の実施に当たって検討して参ります。	
9	全体	昨今のスポーツの世界では、若者のグローバルな活躍が非常に目立ってきた。 そのようなことから、今後は科学の世界や政治の世界でも、若者が活躍する時代がそう遠くないと期待している状況である。 スポーツの世界では、スパルタ式の訓練から、ひとりひとりが尊重され自己実現が叶う社会に変わりつつ現在になった。 条例を作る背景が、若い人たちが自分らしく成長し幸せな生活を送ることができるようにする。権利とは、他人に迷惑をかけない範囲で自分で考えたことを自由にできたり、してもらえたりすることです。子供にも大人と同じように権利があります。とありますが社会と家族の長年の変化してきた枠の中で、条例で子どもを守ろうとするところに違和感を感じます。	こどもには大人と同様に基本的人権があるにもかかわらず、本市を含め全国的に児童虐待事案が増加傾向にあるほか、ヤングケアラー等こどもや若者をめぐる新たな問題が顕在化していることから、社会全体でこどもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することが重要であり、そのための一つの契機として条例の制定は必要なものと考えます。	

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
10	全体	<p>兄弟姉妹が多い時代にあつて、または最近のテレビの画面を通して、同様な関係にある家族の中では、子供たちはそれぞれ役割分担があり、毎日の食事の作業も分担して行われている。子どもが自立して行くために必要な知識・知恵・工夫力は核家族では身に付けさせるのに十分な時間を大人が割けないのが第一に挙げられる。</p> <p>また現状では、大人が既にそういう体験を親から与えられてこなかったため、子育てのスキルさえないという状態であれば、児童虐待は条例を作っても防げるものではないといえる。</p>	<p>条例案では、社会全体で子どもや若者を育む機運の醸成を図ることを目的の一つとしており、市の責務のほか、子どもを養育する者や市民、子どもに関わる施設・団体、事業者の役割を規定しており、虐待等の根絶に向けて周知啓発やそれぞれの理解を深める取り組みを進めて参ります。</p>	
11	全体	<p>子育て教育というのは、人生の一大事業である。子どもの脳の中に、言葉を覚えることから始めて、いろいろなソフトをすりこんで行くには、大変な根気と時間が必要である。</p> <p>加えてロボットではないので、周辺の家族関係や育つ過程の社会から人間性を身につけることは条例では不可能だ。</p> <p>最近リスクリングというが、企業が面接でみるのは、後からリスクリングで加味できない人間関係に必要な人間性を重視しているのはそのためだ。</p> <p>最近の親は、躰けから何から学校教育に頼るが、家庭で行われるベースの躰けと教育がされておらず、行われて来なかった若い先生自身がそのため、児童とリンクが取れず混乱して教職を離れると云える。</p>	<p>子どもや若者一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図るためには、社会全体で子どもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進する必要があると考えます。</p>	
12	全体	<p>権利の内容が5項目挙げられたが、最近見た実態の一つにごく若い女性の電動車椅子がある。最近では電車でもバスでも車椅子が増えているのは良いことだが、車椅子に乗る人は弱者で保護されるものとは思ひ込みで、その女性は駅につながるペDESTリアンデッキで自由自在に電動クルマ椅子を扱う。スピードを出し人の間をぬって行くし、閉まろうとしているエレベーターにも遠くから声をかけ乗り込んでくる。正にパラスポーツの世界の様で驚きだ。歩道を走る電動スケボー以上のもので、権利の5項目は完全に行使されている。</p> <p>これなどは世代と価値観の違いとして挙げられるのではないか、ベビーブーマー世代、ミレニアル世代、ジェネレーションZ世代を通してみると、基本条例検討委員会の方々の根底にある考え方や条例の文字から来る内容は、Z世代には理解できないものではないか？</p>	<p>市民の方等が理解を深められるよう、周知啓発に努めて参ります。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
13	全体	<p>児童・生徒の教育について、デジタルネイティブとして育っている世代は、最新の技術やトレンドに敏感で自己実現や個性の表現を重視すると云われる。</p> <p>今の世代は、ギガタブを通して知識を吸収しリアル体験が少なく、加えて今の社会では、人間性を身に着けることが出来る場所、時間、親の気遣いなど受け取る機会がない。</p> <p>条例の4条～10条責務、役割、周知啓発は具体的な内容が見えない。</p> <p>千葉市で「自然共生サイト」の認定を受けたバランス21の活動への親子参加者を見ても全市から見たら極わずかだ。</p> <p>バランス21の前代表は、自分の子育てと好奇心から考えて、「先ずはやってみる」という子供達が何事にも自発的に取り組める場を提供して来た。</p> <p>最近 江東区では、近隣公園の一部分を草をぼうぼうに生やし、昆虫が発生するようにしている。何をするかというとボランティアや自治会の有志が、子供達と虫の観察や花植えなど子供の考えを元に行っている。子どもの自主性は、家事やこの様なつまらないような小さなところから育っていくように思う。</p> <p>先日、公民館で男女共同参画主催の防災ワークショップ研修があつた。その中で福祉避難所の活動で、いろいろな問題に対応できる人は、地域社会の役職者をあげるグループが多かったが、結論は地域の知恵のある年配の女性に落ち着いた。</p> <p>男性の職場は、比較的単純でマルチでない場合が多く、社会活動の場でも実施内容を絞り単純化することが多く、このようなテーマは、男女共同参画で対応する必要性が大きい。</p>	<p>市の責務やこどもを養育する者等の役割については、基本的な事項を規定したものであり、それぞれの理解を深めるための周知啓発等については施策の実施に当たって検討して参ります。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
14	全体	<p>中学・高校・大学生の社会活動参加への変化 近所の大学生で能登へボランティアに行っている人がいる。初回は、なかなか打ち解けられず空回りしたが、今回の水害で又行ったところ相手も打ち解けてきて感謝されたと感じていた。災害時の避難所のHPを見ると、ルールづくりや徹底は、中高生が確りしているところは上手くいくと云う。</p>	<p>条例案では、子どもや若者の社会参画を重要なものとして位置づけ、その促進に関する規定を設けています(第37条)。</p>	
15	全体	<p>子どもから若者にかけての切れ目のない支援の重要性を大切にしている内容ではないかと感じました。</p>	<p>ご賛同いただき、ありがとうございます。</p>	
16	全体	<p>子ども・若者が自分らしく生きられるために、市民ひとりひとりが努力をしていく必要があると思いました。年齢に関係なく、みな同じ権利をもつ、ひとりの市民として、できることを探し、協力し合うことができるよう、条例ができて終わりではなく、ここからがスタートだと思います。我々NPO法人ができることはなにか、考えたと思っています。</p>	<p>ご賛同いただき、ありがとうございます。</p>	
17	全体	<p>私は知的障がい者です。30才です。 小学校も中学校も高校も普通学校に行きました。中学校では、先生が大きな声でお友だちをわかりました。点数が取れないと高校に入れないと言われました。恐かったです。だから学校に行けなくなりました。でも高校で勉強をしたかったので、高校を受験しました。 高校は定員が空いていたのに落とされました。つらく悲しかったです。でもどうしても高校生になりたくてもう一度受験したら合格しました。合格したら自信が持てました。高校の先生はにこにこして、毎日休まないで学校に来てねと言いました。先生がみんな優しいので、休まないで学校に通いました。勉強も教えて貰いました。字が書けるようになりました。自信を持って今の会社で働いています。会社の人たちはとても優しいです。学校の先生より優しいです。学校の先生は大きな声でしゃらなしないで下さい。点数が取れないと高校に入れないと言わないで下さい。優しく勉強を教えてください。高校は定員が空いたら合格させてください。みんながにこにこして学校に通えるようにしてください。そのための条例を作ってください。お願いします。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。条例案では、学校を含む、子どもに関わる施設・団体は、子どもの健やかな成長にとって重要な居場所であることを認識し、子どもの権利の保障や安全の確保に努めなければならないとし、そのために様々な規定を設けています。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
18	全体	<p>「千葉県子ども・若者基本条例（案）」は、子どもや若者の意見を尊重し、その意見を反映する仕組みを設けているため、彼ら自身が社会の一員として意見をもって自分の成長に積極的に関与できる機会が増えると思えました。</p> <p>市として、子どもや若者の未来をつくる人たちに対してできることは積極的に行い、できないことはなぜできないかを説明するという人対人の同じ目線での接し方に大変魅了されました。</p> <p>このような条例を設けることで、子どもや若者を社会全体で支えていくという意識を千葉市と千葉市民全員がもっていくというメッセージが伝わってきて、これは私たちのような学生の立場からみても非常に嬉しいです。しかし一方で、子どもや若者の意見を尊重することは言うまでもないことであり、この条例をつくらないと苦しい思いをしている子どもたちを守ることができないのかとも感じてしまいます。</p> <p>こういったものをわざわざ作らなければならないのが不思議なくらいです。</p> <p>条例をつくったからといって根本的な解決にはいたらないので、指針にしていくことで動きやすくなると思えます。</p> <p>そのためには、今の内容では総じて抽象的だと感じるので、内容をより明確にし、それらをどう市民に宣伝していくのかを考えていく必要があると思えます。特に、今もどこかで辛い思いをしていて助けを必要としている子どもたちにどのように認識してもらうのかも不可欠であると考えます。</p>	<p>条例案では、子どもの権利の侵害に対して迅速な救済や権利の回復の支援を行う救済委員に関する規定を設けていますが、救済委員が必要な調査や調整等を行うためには、条例で規定するなど、法的な根拠が必要です。ただし、ご意見のとおり、条例を制定すれば問題が解決するわけではなく、具体的な取組みが重要であるため、子ども計画を策定し、子どもや若者に関する施策を総合的・計画的に推進して参ります。</p>	
19	全体	<p>子どもだけでなく、若者を含めての条例にしたことについて、年齢で支援が途切れないことが大切なので評価できる。とくに社会的養護下で育った若者の退所後の支援は必要なので、子ども計画で明記することを要望。</p>	<p>ご賛同いただき、ありがとうございます。社会的養護下で育った若者の退所後の支援に関する施策については、子ども計画の策定において検討して参ります。</p>	
20	全体	<p>「自立」の文言について、可能な限り削除いただきたいと思えます。</p> <p>とても定義が難しい言葉です。また、この条例の存在や条例の理念に基づく施策を最も必要としている子ども・若者は、厳しい状態にあるひとたちです。「自立」のためでなく「健やかに成長」するために無条件に守ってもらえと感じることが大切です。また、市の方針が「精神的自立」であったとしても、身体的に自分が理想とする「自立」の形がとれない子ども・若者もいます。そのひとたちが条文を読んで、傷つかないものにすることが重要です。</p>	<p>置かれた環境や立場など様々な状況により、自立の意味は異なるものと考えられますが、一般的に捉えられがちな独立のみに限らず、社会制度や行政サービス等を利用しながら円滑な社会生活を送っている状態も自立と考えられるため、原案のままとします。</p> <p>本条例は、子どもや若者の自立を強制するものではなく、社会全体で自立に向けた支援を行い、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的としています。</p>	
21	全体	<p>全体的に、子どもが読んでわかりにくくて回りくどい言い方が多くみられる。</p> <p>子どもに説明しやすい、子どもも理解しやすい、条例の文章をお願いします。</p>	<p>できるだけ当事者である子どもにとってもわかりやすいよう平易な表現に留意していますが、条文の作成上一定のルールがあることから、理解しにくい部分もあると考えるため、よりわかりやすさかみ砕いた内容のリーフレット等を作成することについて検討して参ります。</p>	
22	全体	<p>千葉県子ども・若者基本条例（所管課：子ども未来局子ども未来部子ども企画課）の制定について、条例の骨子ではなく条例の案文についてパブリックコメント手続を実施したことは適正である</p>	<p>ご賛同いただき、ありがとうございます。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
23	全体	<p>子どもと若者を併記することで、むしろ本来、擁護すべき存在である「子ども」が持っている権利や、その子どもを社会全体で育てることで、やがて大人や社会人として活躍していただく存在となる「子どもの社会参画を促進する」という条例そのものの特色が薄れてしまう印象が強く、この案では「社会参画」という視点より「擁護する存在」という視点の方が強くなっている印象を受けます。特に2015年に選挙権の年齢引き下げが行われ、2022年には成人となる年齢も20歳から18歳へと引き下げられたことを考えると、この条例案で定義している「若者」の範囲が広いこと、そのことが条例の趣旨をわかりにくくしていると思います。</p>	<p>条例案では、「若者」について、子ども大綱等を踏まえ、「思春期及び青年期等にある概ね30歳代までの者」と定義していましたが、他の意見を踏まえ、目安となる年齢については削除する形で修正します。</p> <p>社会参画については、若年世代の投票率が平均以下となる傾向がある状況等を踏まえ、子どもも若者も促進していく必要があると考えるため、原案のままとします。</p>	
24	全体	<p>このパブリックコメントを通して意見表明をしたのは、「若者」の範囲については18歳までとするか、広げるとしても社会人となる手前の年齢であるおおよそ大学生ぐらい(20代前半)までとするべきではないかという点です。その理由は「若者」という定義であっても18歳になれば選挙権があるので投票による社会参画が可能になりますし、25歳になれば、市長選挙や市議会議員選挙にも立候補できる被選挙権を有することになるので、いわゆる「社会参画の方法」は、子どもや被選挙権を持たない若者とは大きく変わってくると思うからです。</p>		
25	全体	<p>本条例案の「若者の権利擁護」についての考え方は、おそらく「子どもと若者」の権利を守るという、いわば彼らはまだ半人前であり、社会参画や自立ができない「弱者であるから守ってあげる存在」との視点がベースにあり、社会全体で彼らの権利を擁護するという発想から来ていると思います。しかし、この条例案では、若者の権利が、子どもの権利と比べて、非常に薄く、どのような視点や発想で若者の権利が条文に盛り込まれているのかが不明確であると思います。仮に若者の権利を入れるとすれば、若者特有の権利についてもしっかりと整理する必要があります。現実には若者であっても社会で大きく活躍させていらっしゃる方もたくさん存在しますから、仮に「若者の権利擁護」を入れる場合には、経済的な自立が困難な状況にある等の一定の条件を課す必要があると思います。</p> <p>また、そのように考える理由は条例案の中の「若者」と定義されている年長者は39歳とされているためです。</p> <p>「権利を擁護すべき対象である39歳の若者」では、さすがに若者の範囲が広いことからどこか違和感を覚えますし、仮にそこまで若者の範囲を広げるなら、逆に40歳の若者は若者ではないのか?という議論が広がる懸念もあります。</p>	<p>条例案では、「若者」について、子ども大綱等を踏まえ、「思春期及び青年期等にある概ね30歳代までの者」と定義していましたが、他の意見を踏まえ、目安となる年齢については削除する形で修正します。</p> <p>ご意見のとおり、若者の中には、心身の発達の過程を過ぎた者や自立した大人として生活している者等もあり、一律に規定することは適当ではなく、若者への支援に関する規定(第33条)においては「社会生活を営む上で困難を有する若者」としています。</p>	
26	全体	<p>本条例案にはどこか「若者」の表記が強引に条文に盛り込まれている印象を受けます。そこで定義している若者の範囲が大学生ぐらいまでであれば、子どもから大人の間の移行期の若者であることがわかるような表記を入れるなど、条文の修正が必要になると思います。また条文を修正するのであればその際、条例名も「子ども・若者」ではなく、「子ども基本条例」や「子どもや若者基本条例」など、本文の中で、若者を「移行期の若者世代」などと具体的に整理しておくことが分かりやすく、誰から見ても誤解を生みにくい条例になると思います。</p>	<p>条例案では、子ども大綱等を踏まえ若者を定義しており、大学生世代だけでなく若者全般について、社会参画等を促進していく必要があると考えるため、原案のままとします。</p> <p>なお、子どもと若者それぞれの目安となる概ねの年齢を定義で示すことについては、誤解を招くおそれがあるため、他の意見を踏まえ修正します。</p> <p>(→目安となる年齢(20歳代、30歳代)を削除)</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
27	全体	パブリックコメントを書くにあたり、千葉市子ども基本条例検討委員会の議事録を拜見させていただきました。特に、「子ども・若者」の対象者を概ね何歳までにするのかと定義することは、様々な考え方があるため、すぐに結論が出にくいものですから、それぞれの立場の委員の方々が多様な意見を出し合い、それが答申案となることを希望していましたが、少なくとも今回提出された答申案の中には、委員会の中で「多数決」で意見集約していたケースもありました。	市長の諮問に対する答申については、千葉市子ども基本条例検討委員会において決定されています。	
28	全体	本条例は子どもの未来のためにとっても大切な事であるからこそ、特に千葉市子ども基本条例検討委員会の中で意見集約が難しかった部分は「両論併記」による答申案となるように工夫していただくことや、委員会の中で交わされた議論を見える化するなどして、より丁寧な合意形成につとめていただき、当局におかれましては、答申はあくまでも答申「案」として受け止めていただき、市役所の中でもしっかりと議論を重ねていただいたものを成案の条例案として市議会に提出していただきたいと思っております。	市長の諮問に対する答申については、千葉市子ども基本条例検討委員会において決定されています。また、議会に提出する条例案については、本パブリックコメント手続でのご意見等を勘案するとともに、市内部で慎重に検討します。	
29	全体（第2章）	第1節で「若者」が除外されているのは疑問です。特に第11条から「若者」が除外されているのは問題です。「若者」が権利主体であることを保障しないのでしょうか。子ども・大人という二項対立を主軸とした考え方があるため、このような不自然な条文になったのではないのでしょうか。子どもを大人の対立概念で考える必要はありません。子ども基本法が、年齢制限を撤廃して、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を保障し、最善の利益を図るとしています。条例案は、子ども基本法が定めるよりも権利保障の範囲を限定することになります。千葉市はこのような意図で条例案を策定するのでしょうか。全ての条文で「子ども」を「子ども・若者」とするべきです。	条例案では、心身の発達の過程にある「子ども」と、心身の発達の過程を過ぎた者や自立した大人として生活している者等もいる「若者」とは丁寧に書き分ける必要があると考え、子ども基本法や子ども大綱等を踏まえ、個別に定義しているため、原案のままとします。ただし、子どもと若者それぞれの目安となる概ねの年齢を定義で示すことについては、誤解を招くおそれがあるため、ご意見を踏まえ修正します。（→目安となる年齢（20歳代、30歳代）を削除）	○ ※No.52と同じ修正

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
30	全体	前文をはじめ、各項目に「健やかに成長し」のあとに「自立し」の語があるが、健やかに成長だけで、よいと思います。わが身を顧みても、「自立」できているか問われたら、考え込みます。「自立」の語は、漠然として、条例にはふさわしくないと思います。	置かれた環境や立場など様々な状況により、自立の意味は異なるものと考えられますが、一般的に捉えられがちな独り立ちの意味に限らず、社会制度や行政サービス等を利用しながら円滑な社会生活を送っている状態も自立と考えられるため、原案のままとします。	
31	前文	自立のために、子ども・若者を支える社会をつくるのではありません。誰もが幸せに生きられる社会をつくるなことが求められているので、「自立」という言葉の削除を提案します。	本条例は、子どもや若者の自立を強制するものではなく、社会全体で自立に向けた支援を行い、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的としています。	
32	前文 (1段目他)	(2段目)自分らしく健やかに成長・自立し、… (8段目)自分らしくいきいきと健やかに成長し自立できる社会を… とありますが、「自立」のために、子ども・若者を支える社会をつくるのではありません。 誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているので、この2か所については、「自立」を削除してはどうかと思います。		
33	前文 (2段目他)	2行目 自分らしく健やかに成長・自立し、… 最後から2行目 自分らしくいきいきと健やかに成長し自立できる社会を… とありますが、「自立」のために、子ども・若者を支える社会をつくるのではありません。誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているので、この2か所については、「自立」を削除してはどうかと思います。		
34	前文 (2段目他)	前文の中の「自分らしく健やかに成長・自立し、…」 「自分らしくいきいきと健やかに成長し自立できる社会を…」の箇所、 自立という言葉をつかうことについてですが、重い障がいがあって、人の手を借りなければ生きていられない人もいます。そういう方にとっての自立とはなんですか？ そうすると、「自立」という言葉を安易に含めない方がよいと思います。		
35	前文 (2段目)	「お互いを大切にしなければいけないことに気づきま	ご賛同いただき、ありがとうございます。	
36	前文 (2段目)	「大人から傷つけられたり、他の子どもからいじめを受けたりすることが多くあります」について、虐待やいじめは決して許されることではないと考えますが、「多い」というのがどの程度なのかが不明瞭でもあります。「・・・を受けたりしています」でも良いかと考えました。	ご指摘のとおり「多さ」に関する明確な基準等はありませんが、本市を含め全国的に児童虐待事案やいじめ認知件数等が増加傾向にあることを踏まえた表現であるため、原案のままとします。	
37	前文(2段目)	(原案)大人や子どもが、もっとよく理解することが必要です。そうすることで、大人は子どもをもっと大切にしなければいけないと考え、 (提案)大人も子どもも、よく深く理解することが必要です。そうすることで、大人は子どもをより大切にしなければいけないと考え、 「もっと」というのはどうでしょう。	前文については、子どもにとってもわかりやすいよう平易な表現に留意していますが、ご意見及び他の意見を踏まえ、一部修正します。 (→…おとなも子どもも、十分理解することが必要です。)	○
38	前文(2段目)	(原案)…子どもが持っている権利について、大人や子どもが、もっとよく理解することが必要です。 (提案)…子どもが持っている権利について、大人も子どもも十分理解することが必要です。		

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
39	前文(2段目)		(原案) …実際には、こどもが大人から傷つけられたり、他のこどもからいじめを受けたりすることが多くあります。 (提案) …実際には、こどもが、大人や他のこどもから、傷つけられたりいじめを受けたりすることが多くあります。	「児童虐待」と「いじめ」を分けて記載した方がわかりやすいと考えるため、原案のままとします。	
40	前文(2段目)		(原案) そうすることで、大人はこどもをもっと大切にしなければいけないと考え、こどもは幸せな生活を送る権利が自分にも他の人にもあり、お互いを大切にしなければいけないことに気づきます。 (提案) …そうすることで、大人はこどもをより大切に思い、こどもは幸せな生活を送る権利が自分にも他の人にもあり、他の人の立場になって考えることができるようになります。	前文については、こどもにとってもわかりやすいよう平易な表現に留意しているため、原案のままとします。	
41	前文(3段目)		p.4 (P3の誤記と思われる) 文第3段落「こどもは……」は誤読を招く表現です。大人もたいしたことないです。しょうもないです。たいした知識も能力も無いです。子どもを無知無能と認識するのは大人の奢りです。子どもの方がわかってることもたくさんあります。地域ではアップデートしていない高齢者が害を振りまっていますよ。大人も子どももいつまでたっても未熟な学習者です。謙虚に学び続けましょう。	ご意見の趣旨は理解できますが、こどもが心身の発達の過程にあることや、こどもは権利の主体であるとともに保護の対象であることを踏まえた表現であるため、原案のままとします。	
42	前文(3段目)		(現案) また、こどもは成長の途中で、時には、わからないこと、できないこと、まちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です。 (提案1) また、こどもは成長の過程にあり、時には、わからないこと、できないこと、まちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です。これは大人も同じですね。 (提案2) また、こどもは成長の過程にあり、時には、わからないこと、できないこともあるので、まわりの人の支えが必要です。 (提案) この文章をカット 提案1について、オチのように見えますが、まるで「大人は間違えない」のような姿勢がみえます。	ご意見のとおり、大人でも間違えることなどがあり、まわりの人の支えが必要な場合がありますが、こどもは心身の発達の過程にあるため、より配慮が必要であることを示すことが重要と考えるため、原案のままとします。なお、前文については、こどもにとってもわかりやすいよう平易な表現に留意しています。	
43	前文(3段目)		(原案) …また、こどもは成長の途中で、時には、わからないこと、できないこと、まちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です。 (提案) …また、こどもは成長の途中で、時には、わからないこと、できないこと、まちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です。そして、大人にも、時には、わからないこと、できないこと、まちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です。	成長の途中にある「こども」への支援に関する記述であり、大人に関する記述を加えることで趣旨がわかりにくくなるため、原案のままとします。	
44	前文(5段目)		(原案) 「若者といっても、…いる人、…いる人、など様々な人がいます。」 (提案) 「…など様々です。」	当事者であるこどもにとってわかりやすいよう、丁寧な表現が適切と考えるため、原案のままとします。	
45	前文(7段目)		「国は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約等を参考にして、こども基本法というきまりをつくりました」のところ、「を参考にして」→「の精神にのっとり」に修正してください。「こども大綱」には「精神にのっとり」と書かれています。「参考に」と「精神にのっとり」では比重が異なると思います。	前文については、こどもにとってわかりやすい表現を心掛け、「精神にのっとり」を「参考にして」としていましたが、ご意見を踏まえ、修正します (→…条約等の考え方にしたがって、こども基本法(令和4年法律第77号)というきまりをつくりました。)	○

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
46	前文（8段目）	最後から2行目の「自立」は、子ども・若者本人が、そうなりたいと思い、大人がそうなってほしいと思っているイメージだと考えるが、生活上、精神上、経済上、???、どんな?ちょっと厳しいと感じます。「自立」という言葉は、入れない方がよいです。	置かれた環境や立場など様々な状況により、自立の意味は異なるものと考えられますが、一般的に捉えられがちな独立のみに限らず、社会制度や行政サービス等を利用しながら円滑な社会生活を送っている状態も自立と考えられるため、原案のままとします。 本条例は、子どもや若者の自立を強制するものではなく、社会全体で自立に向けた支援を行い、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的としています。	
47	第1条	「自立」のために、子ども・若者を支える社会をつくるものではありません。誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているため、「いきいきと健やかに成長し自立するとともに」から「自立」の削除を提案します。		
48	第1条	いきいきと健やかに成長し自立するとともに、とありますが、「自立」のために、子ども・若者を支える社会をつくるものではありません。誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているので、この2か所については、「自立」を削除してはどうかと思います。		
49	第1条	自立のために、子ども・若者を支える社会をつくるものではありません。誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているので、「自立」という言葉の削除を提案します。		
50	第1条	「いきいきと健やかに成長し自立するとともに、」の個所で自立という言葉をつかうことについてですが、重い障がいがあって、人の手を借りなければ生きていけない人もいます。そういう方にとっての自立とはなんのでしょうか？ そうすると、「自立」という言葉を安易に含めない方がよいと思います。		
51	第1条	(原案)「全ての子どもや若者の権利が保障され、」 (修正案)「全ての子どもや若者の権利を保障し、」	子どもや若者の権利が社会全体で保障される状態を示す表現のため、原案のままとします。	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
52	第2条	第1号 第2号	<p>「こども」と「若者」を年齢で分け、権利保障の内容や範囲に差異を設けた点、全く評価できません。</p> <p>子ども基本法の理念は、「こども」を年齢で分けるのではなく、それぞれの成長発達に応じて必要な支援を行うことを目指しており、こども大綱では、それぞれのライフステージごとの課題を整理しています。</p> <p>こども大綱では、用語解説のところ「〔乳幼児期〕（義務教育年齢に達するまで）、〔学童期〕（小学生年代）、〔思春期〕（中学生年代からおおむね18歳まで）、〔青年期〕（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。」との記載がありますが（47ページ）、「こども」を「年齢」では区切っていないのです。</p> <p>こども基本法に先行して制定されている子ども・若者育成支援法でも、第2条理念においては子どもと若者を区別せず、「子ども・若者」と記載しています。子供・若者育成支援推進大綱では、若者について、思春期、青年期、ポスト青年期について年齢区分をつけていますが、理念において、こどもと若者を区別する扱いをしていません。</p> <p>人の成長発達はグラデーションでだからこそ、こども基本法では「こども」に年齢制限を設けず、こども大綱で、支援を展開する際の目安として年齢を示す扱いにしているのです。本条例においても、「こども」であろうと「若者」であろうと、当該その人その人の必要な支援していく姿勢を示す必要があります。</p> <p>また、「こども」と「若者」を年齢で区切り、権利の保障の範囲も区切ったことで、本条例案は、こども基本法よりも権利保障の範囲が狭まる結果を招いています。千葉市はこども基本法を守るつもりはないという姿勢と捉えられかねません。「こども」の定義をこども基本法の定義よりも狭めてはなりません。</p>	<p>条例案では、心身の発達の過程にある「こども」と、心身の発達の過程を過ぎた者や自立した大人として生活している者等もいる「若者」とは丁寧に書き分ける必要があると考え、こども基本法やこども大綱等を踏まえ、個別に定義しているため、原案のままとします。ただし、こどもと若者それぞれの目安となる概ねの年齢を定義で示すことについては、誤解を招くおそれがあるため、ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>（→目安となる年齢（20歳代、30歳代）を削除）</p>	○ ※No.29と同じ修正
53	第2条	第1号	<p>29歳の者を「こども」と呼称する習慣は定着していないから、加えて、本条例はそのように呼称することを理想とすることを意図した条例ではないから、本条例における「こども」の定義を変更するべきである（必要性あり）。</p> <p>なお、こども基本法（令和4年法律第77号）「この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定めており、裁判所の手続き（民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟の訴訟事件及び家事事件等の非訟事件）で裁判規範として引用されることを想定した法文となっている。</p> <p>29歳で「心身の発達の過程にある……者」を本条例の「こども」から除外しても、この者を別途、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）、生活保護法（昭和25年法律144号）等に基づく施策で保護することが可能であるから、本条例における「こども」の定義を変更するべきである（許容性あり）。</p>		

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
54	第2条	第4号	第4号につきまして、児童福祉法で定める保育所、学校教育法で定められる幼稚園とありますが、就学前の子どもたちが通う場としては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を根拠とした認定こども園もあります。その他に入るものではありますが、千葉市として、既存の園の認定こども園化が進められていることもあるため、認定こども園に通う子ども、通わせる保護者が増えています。認定こども園の記載もあることが望ましいと考えます。	条文として簡潔な記載が望ましく、例示は最小限に留める必要があるため、原案のままとします。なお、認定こども園については、ご指摘のとおり「その他こどもに関わる全ての施設・団体」に含まれます。	
55	第3条		「自立」のために、子ども・若者を支える社会をつくるものではありません。誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているため、「自分らしく健やかに成長し自立するための支援」から「自立」の削除を提案します。	置かれた環境や立場など様々な状況により、自立の意味は異なるものと考えられますが、一般的に捉えられがちな独立立ちの意味に限らず、社会制度や行政サービス等を利用しながら円滑な社会生活を送っている状態も自立と考えられるため、原案のままとします。	
56	第3条		「自分らしく健やかに成長し自立するための支援」の個所で自立という言葉をつかうことについてですが、重い障がいがある、人の手を借りなければ生きていけない人もいます。そういう方にとっての自立とはなんですか？ そうすると、「自立」という言葉を安易に含めない方がよいと思います。	本条例は、子どもや若者の自立を強制するものではなく、社会全体で自立に向けた支援を行い、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的としています。	
57	第3条		自分らしく健やかに成長し自立するための支援とありますが、「自立」のために、子ども・若者を支える社会をつくるものではありません。 誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているので、この2か所については、「自立」を削除してはどうかと思います。		
58	第3条		自立のために、子ども・若者を支える社会をつくるものではありません。誰もが幸せに生きられる社会をつくるのが求められているので、「自立」という言葉の削除を提案します。		
59	第3条		項目の順番について (1) 差別的な扱いを受けることがないように…、および、(2) 虐待等から守られるように…という文章は、ネガティブな内容なので、(3) 存在を受容され…のポジティブな文章を最初の(1)にもっていった方がよいのではないかと考えます。	基本理念としては、個人の尊重や基本的人権の保障、差別の禁止といった本質的な考えをまず初めに規定し、次いで喫緊の課題である虐待等への対応を規定することが重要と考えるため、原案のままとします。	
60	第3条		基本理念に「全てのこどもが、あらゆる差別なく、公平に質の高い義務教育を受けられ、その後の成長過程においても学ぶ機会を与えられること。」の項目を加えてください。 理由：子どもの時期の大部分を学校で過ごし、差別や人権侵害も多く起きているのに、教育に関する記述がほとんど無いので基本理念に教育に関する記載を希望します。日本では、分離教育による障害者排除や、こどもたちが高校入試など過度な競争にさらされている現状があります。障害を理由に子どもを分けることは差別です。国連障害者権利委員会の総括所見・勧告を活かし、人権モデルを正面に据えた条例になるよう、教育に関する記載は必要です。ぜひ基本理念に教育のことを項目として入れてください。	基本理念(第3条)については、第1号で基本的人権の保障や差別的な扱いの禁止を規定するとともに、第5号で病気や障害等により支援が必要なこどもへの個々の状況に応じた配慮について規定しているため、原案のままとします。	

No.	項目		意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
61	第3条		<p>第1号は「こどもや若者」と記載がありますが、第2号～第6号が「こども」のみを対象としている点が問題です。こども基本法は「こども」の定義から年齢制限をなくし、本条例案における「若者」も対象として、本条例第3条に規定するような権利保障を定めており、本条例案はこども基本法よりも権利保障の範囲が狭くなっています。</p> <p>第2号～第6号全てを「こども・若者」とするべきです。第7号に「こども」が入っていません。こども基本法第3条第3号では、「こども」が社会的活動に参画する機会が保障されることが明記されている。第7号)に「こども」が除外されていることはすなわち、「千葉市は、こどもを社会の一員として認めていません」と言っているようなものです。</p> <p>総じて、本条例第3条は、こども基本法よりも権利保障を制限する内容となっており、違法のおそれがあります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1号から第5号及び7号について、こどもと若者を併記する形で修正します。なお、第6号については、こどもの養育に関する規定のため修正は行わず、第7号と番号を入れ替えます。</p>	○
62	第3条	第3号	<p>(原案) 安心感を養えるよう、愛情深く養育されること (提案) 安心感を抱けるよう、丁寧に養育されること</p>	<p>愛情はこどもの養育における重要な要素の一つと考えられ、こども基本法においても、基本理念に「愛され保護されること」が掲げられているため、原案のままとします。</p>	
63	第3条	第3号	<p>(原案) …安心感を養えるよう、愛情深く養育されること (提案) 安心感を持てるよう、養育されること 愛情深くの表現は、与える側の想いが強く客観的な表現でないと考えます。</p>		
64	第3条	第3号	<p>第2条第1号で18歳以上の者が「こども」に含まれると定義されているところ、また、少年法（昭和23年法律第168号）51条1項は「罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期刑を科する。」と定めているところ、死刑を免れて「無条件でその存在を受容される」のは18歳未満の者に限られるのであって、当該案文は事実ではないから、事実を反することなくかつ条例制定の趣旨が毀損されない法文として、例えば「すべての子どもについて、不合理にその存在を否定されることなく」等と改めるべきである（必要性あり、許容性あり）。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。 (→「無条件で」を削除)</p>	○
65	第3条	第4号	<p>基本理念第4号を「全てのこどもについて、発達及び理解の程度に配慮して、意見を形成し、表明するための支援や意見を表明する機会及び様々な社会的活動に参加する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、一人一人の最善の利益が優先して考慮されること。」としてください。</p> <p>理由：意見を表明するためには支援が必要な子もいます。意思決定支援とそれを表明するための支援はセットで必要になります。手話、タブレットの使用、絵や写真を選ぶ、視線入力、平易な言葉で質問する、子どもの言葉を通訳する人の存在、など支援方法は様々であり、その支援がなければ意見を表明できない場合もあるので、表明するための支援も追加してください。</p>	<p>ご意見及び他の意見を踏まえ、修正します。 (→全てのこどもや若者について、発達及び理解の程度に配慮して、意見を形成し表明するための支援や意見を表明する機会及び社会参画の機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、一人一人の最善の利益が優先して考慮されること。)</p>	○

No.	項目		意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
66	第3条	第5号	<p>基本理念第5号を「病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要な子どもについて、そのことを理由として排除されたり、分け隔てられることなく、公平な生活が送れるよう、今ある仕組みや決まり事を変更・調整して、個々の状況に応じた配慮がされること。」としてください。</p> <p>理由：「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく」は障害者基本法に記載されていることばです。現状は、保育サービス、教育など、子どもなら誰でも行けるところから排除されたり、分け隔てられたり、制限されたりしている厳しい状況があります。一人の子どもとして、平等に生きていくためには、今ある仕組みや決まり事を変更したり調整していくことも合理的配慮として義務になっています。（障害者権利条約・障害者差別解消法）現状から出発し、将来に渡っても、どんな差別も起きないような条文にしていきたいと思います。</p>	<p>基本理念（第3条）については、第1号で全ての子どもや若者に関して基本的人権の保障や差別的な扱いの禁止を規定した上で、第5号で病気や障害等により支援が必要な子どもへの個々の状況に応じた配慮について規定しているため、原案のままとします。</p> <p>なお、第3条第5号については、別の観点からの意見がありましたので、修正しています。</p> <p>（→「若者」を追記）</p>	
67	第3条	第5号	<p>（原案）病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要な子どもについて、</p> <p>（提案）病気や障害、医療的ケアが不可欠、日本語習得が不十分な状況等により支援が必要な子どもについて、日本語を母語としない子どもが急増し、生活・学習上の困難を抱えています。ぜひ、条例でも支援の旨、明記してください。</p>	<p>条例案では、日本語を母語にしない子どもを含め、全ての子どもを対象としています。本号については、病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要な子どもについては、個々の状況に応じた配慮が特に必要であることを明示する趣旨の規定であるため、原案のままとします。</p> <p>なお、第3条第5号については、別の観点からの意見がありましたので、修正しています。</p> <p>（→「若者」を追記）</p>	
68	第3条	第5号	<p>病気や障害、医療的ケアが不可欠、日本語習得が不十分な状況等により支援が必要な子どもについて、ぜひ、支援の旨、明記してください</p>		
69	第3条	第5号	<p>（原案）病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要な子どもについて</p> <p>（提案）病気や障害、医療的ケアが不可欠、日本語習得が不十分な状況等により支援が必要な子どもについて」に修正</p> <p>日本語を母語としない子どもが急増し、生活・学習上の困難を抱えています。ぜひ、条例でも支援の旨、明記してください。</p>		
70	第3条	第5号	<p>（原案）病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要な子どもについて、</p> <p>（修正案）病気や障害、医療的ケアが不可欠、日本語習得が不十分な状況等により支援が必要な子どもについて、</p> <p>支援が必要な子どもの中には、外国にルーツを持つお子さんもいます。</p> <p>「日本語習得が不十分な状況により支援が必要な子ども」という表現を追加してほしいと思います。</p>		
71	第3条	第5号	<p>（提案）…医療的ケアが不可欠な状況、また、日本語習得が不十分な状況により支援が必要な子どもについて</p> <p>（提案）日本語取得が不十分な…を追加。自主夜間中学に関わってきても痛感しています。</p>		
72	第3条	第6号	<p>「子どもの養育は家庭を基本としつつ」とありますが、それ以下の文章で、「それぞれの立場で役割を果たす」とあるので、無理に入れなくていいと思います。</p> <p>とってつけた感じが否めません。「当たり前だし、言われなくてもやっている」という反論が来そうな感じがします。</p>	<p>子どもの養育は家庭を基本とするという考えは、社会のあらゆる分野の構成員がそれぞれの立場で役割を果たす前提として重要であり、子ども基本法においても基本理念に掲げられているため、原案のままとします。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
73	第4条	（原案）困難を有する若者の自立のための支援に関する施策 （提案）困難を有する若者の社会参加に向けての支援に関する施策	置かれた環境や立場など様々な状況により、自立の意味は異なるものと考えられますが、一般的に捉えられがちな独り立ちの意味に限らず、社会制度や行政サービス等を利用しながら円滑な社会生活を送っている状態も自立と考えられること、また、同条後段において社会参画の促進について言及していることから、自立に関する記載自体は残しますが、他の意見も踏まえ、表現を修正します。 （→市は、基本理念にのっとり、子どもや若者が健やかに成長し、自立して社会生活を円滑に営むための切れ目のない支援に関する施策を…）	
74	第4条	（原案）困難を有する若者の自立のための支援に関する施策 （提案）困難を有する若者の社会参加に向けての支援に関する施策 自立の部分、社会参加に変えました。		
75	第4条	（原案）自立のための支援 （提案）社会参加に向けての支援		
76	第4条	（原案）困難を有する若者の自立のための支援に関する施策 （修正案）困難を有する若者の社会参加に向けての支援に関する施策 大人になっている若者であっても、周囲の支えがないと生きていられない人もいます。必ずしも、自立を目指さなくても、生きていていい、というメッセージが必要ではないでしょうか？		

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
77	第4条	<p>千葉県は「こどもの健やかな成長」と「社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立のための支援」しか行わないと読めます。</p> <p>こども基本法における「こども施策」は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備と定義されています（同法2条）。 <p>1の「おとなになるまで」の「おとな」は年齢が明記されていません。本条例の「若者」も対象になると考えることも可能です。こども大綱でも7ページにも「全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら」「心身ともに健やかに成長できる」「社会」を目指すとしてあります。つまり、本条例における「若者」にも「健やかな成長」は必要なのです。千葉市がなぜあえて若者を外すのか疑問です。</p> <p>また、「社会生活を営む上で困難」を抱えているのは、本条例における「こども」も同じです。何をもちて社会生活とするのか、就労だけを意味するのか定義規定がありません。社会を家庭以外の環境全てと考えるならば、学校や地域の活動もまた社会活動です。また、自立も、「若者」の年齢になって初めて行われるものではありません。幼少期からの積み重ねが自立につながります。条例案では「自立のための支援」があまりに限定的です。</p> <p>また、こども基本法の、「こどもとともに」こども施策を進めていく姿勢が記載されていません。</p> <p>こども大綱9ページには、「『こどもとともに』という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。」との記載があります。千葉市に求められる姿勢はまさにこの「こどもとともに」です。第4条には、千葉市が「こどもとともに」様々な施策を実施していく姿勢を示すべきです。</p> <p>こども基本法やこども大綱を踏まえて千葉市の姿勢を示すならば、</p> <p>「市は、基本理念にのっとり、こども・若者とともに、こども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を、そのライフステージに応じて切れ目なく実施するとともに、・・・」とするのがよいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>（→市は、基本理念にのっとり、こどもや若者が健やかに成長し、自立して社会生活を円滑に営むための切れ目のない支援に関する施策を実施するとともに、市民が基本理念の理解を深めるための周知啓発に取り組むなど…）</p>	○
78	第4条 第5条 第9条	<p>第4条は、（市の責務）とし、他の関係者の（役割）と区別し、「・・・促進に取り組まなければなりません」と本条例に対する市の意気込みを示す記述となっています。</p> <p>この意気込みを尊重するならば、第9条（周知啓発）の条文は、「周知啓発に努めます」ではなく、「周知啓発に取り組めます」になると思います。</p> <p>そして、第5条の“こども”の直接関係者である養育する者に対しても、役割ではなく、責務とする必要があると思います。</p> <p>しかし、第4条を、（市の役割）とし、「・・・促進に取り組めます」とした方が（市の責務）よりも無理がなく、適切だと思います。</p>	<p>周知啓発については、ご意見を踏まえ修正します。また、責務と役割については、市は行政機関として施策の実施等に責任を負っているのに対し、市以外のものについては、それぞれが担う役割を責務として課すのは適切ではないため、原案のままとします。</p> <p>（→第4条、第9条、37条第1項を「取り組みます。」に修正）</p>	○

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
79	第5条	<p>「愛情深く」という養育者の主観によって左右される文言を入れることは「こどもまんなか社会」の流れに反します。「愛のムチ」だと言って体罰をふるう親がいるため、養育者の姿勢や役割を規定する場合に親の主観を入れません。</p> <p>特に、愛情とは内心の問題であり、この内心に介入する法令は内心の自由を侵害するものとして憲法違反になるおそれがあります。内心の自由は、基本的人権の中でも唯一の絶対的自由であり、公共の福祉の制限もありません。なお、第2条(3)にも似たような文言がありますが、こども・若者が受ける利益として受身形で規定されているため、ギリギリセーフです。市民に義務を課すような条文の中に内心をいれることはタブーです。</p> <p>民法第821条は、親権者の懲戒権を撤廃した後、親権者の監護教育にあたっては、「子の人格を尊重するとともに」と規定しています。養育者の姿勢として大切なことは、「こども・若者」の人格を尊重すること、すなわち「こどもまんなか」とすることです。</p> <p>条文としては、「こども・若者を養育する者は、基本理念にのっとり、こども・若者の人格を尊重するとともに・・・」とするべきです。</p>	<p>愛情はこどもの養育における重要な要素の一つと考えられ、こども基本法においても、基本理念に「愛され保護されること」が掲げられているため、こどもを主体とした表現に修正します。</p> <p>(→…基本理念にのっとり、こどもが愛され保護されていると感じられるよう接するとともに…)</p> <p>なお、前文にも同様の表現があるため、ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>(→…こどもが愛され、守られていると感じられるよう…)</p> <p>また、人格の尊重については、第11条第1項で「…全てのこどもは等しく、おとなと同様に、独立した人格を持つ一人の人間として…」と人格を尊重する趣旨の規定を設けているため、原案のままとします。</p>	○
80	第5条	<p>(原案) こどもに愛情深く接する (提案) こどもに適切に接する こどもを養育する者に、条例で愛情を求めるのはいかがでしょうかと思います。余裕のない親もいます。最低限のきまりにしておくべきではないかと考えます。</p>	<p>愛情はこどもの養育における重要な要素の一つと考えられ、こども基本法においても、基本理念に「愛され保護されること」が掲げられているため、他の意見を踏まえこどもを主体とした表現に修正します。</p> <p>(→…基本理念にのっとり、こどもが愛され保護されていると感じられるよう接するとともに…)</p>	
81	第5条	<p>(原案) こどもに愛情深く接する (修正案) こどもに適切に接する 愛情というものは、持てと言われて持てるものではないので、表現を変えた方がいいと思います。</p>		
82	第5条	<p>(原案) こどもに愛情深く接する (提案) こどもに適切に接する こどもを養育する者に、条例で愛情を求めるのはいかがでしょうかと思います。余裕のない親もいます。 最低限のきまりにしておくべきではないかと考えます。</p>		
83	第5条	<p>(原案) こどもに愛情深く接する (提案) こどもに適切に接する 条例で愛情を求めるのはいかがなものかと思いますが、最低限のきまりにしておくべきではないかと考えます。</p>		
84	第5条	<p>(原案) こどもに愛情深く接する (提案) こどもに適切に接し、尊厳を守るとともに 愛情の基準は人それぞれです。自己満足の「愛情」は、ちょっと困ります。養育者の事情もそれぞれです。条例などでは使わない方がいいと思います。(前文については、愛情の主語が社会全体といえるものですので、それほど問題ないかと思います)</p>		
85	第5条	<p>(原案) こどもに愛情深く接する (提案) こどもに適切に接する</p>		

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
86	第6条	<p>子ども基本法7条が国民に対して求めていることは</p> <p>①子ども施策に関心と理解を深めること</p> <p>②国または地方公共団体が実施する子ども施策に協力するよう努めること</p> <p>の2点です。</p> <p>しかし、本条例案では、</p> <p>①子どもや若者に関する施策について理解を深めて協力すること</p> <p>②身近な・・・協力するとともに・・・</p> <p>の2点としています。</p> <p>子ども基本法は、「協力」を「努力義務」としているにも関わらず、本条例案は、それを超えて「協力」を「義務」と規定しており、法律の範囲を超えた義務を市民に課す内容でないかとの疑念があります。</p> <p>条文としては、「市民は、基本理念にのっとり、子どもや若者に対する施策について関心と理解を深めると共に、この施策にする協力するよう努め、また身近な・・・」とするべきです。</p>	<p>「…子どもや若者に関する施策について理解を深めて協力する…」については、文末の「努めるものとしませ。」につながるものであり、努力義務として規定していますが、ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現となるよう修正します。</p> <p>(→…子どもや若者に関する施策について理解を深めて協力し、…)</p>	○
87	第8条	<p>子ども基本法第6条に相応する条文と思います。子ども基本法では「事業主」としていますが、本条例案では「事業者」としています。表記を変えたのはなぜでしょう。特別な意味がなければ、法律と同じ文言を使用するべきはないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>(→「事業者」を「事業主」に修正)</p>	○

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
88	第11条	<p>児童の権利に関する条約に一般原則である意見表明と最善の利益がありません。</p> <p>本条例案の理念に記載があるだけでは足りません。最善の利益は、①実体的権利、②基本的な法的解釈原理、③手続規則の三層概念です(国連子どもの権利委員会一般的意見14号パラグラフ6)。理念だけでなく、権利としての記載が必要です。</p> <p>そして、最善の利益を保障するためには、意見の表明と意見の尊重が不可欠とされています。第2章には、子どもの意見表明の機会を保障する条文(第12条、第13条、第16条)がありますが、最善の利益は、子どもに関わる全ての事柄について考慮されるものですから、意見表明についても、第14条、第15条にも記載が必要になってきます。</p> <p>しかし、総則の規定に、きちんと意見表明、意見の尊重、最善の利益が規定されることで、あらゆる場面で、子ども・若者には意見表明、意見の尊重、最善の利益が守られることが保障されることになります。現状の条例案では片手落ち、むしろ、最善の利益の権利保障が後退する形式となっています。</p> <p>条文としては、2項と3項に入れるのがよいと思います。条文構成では、</p> <p>1項が権利主体性、成長発達権</p> <p>2項が内在的制約と侵害からの保護(守られる権利)となっています。</p> <p>権利主体性と内在的制約は人権の基本的性質を表していますので、この二つは並んでいることが望ましいといえます。</p> <p>そして、子ども・若者に特に保障されている重要な権利として、意見表明、意見尊重、最善の利益がありますから、これを3項にいれ、4項に人権教育とつながると流れが良いと思います。</p> <p>3項の条文案としては、</p> <p>「子ども・若者の権利保障にあたっては、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、当該子ども・若者の最善の利益が主として考慮されなければならない。」</p> <p>第11条第1項</p> <p>「大人と同様に」は不要です。本条例案には大人の定義がありません。成人で区切るのでしょうか。条文解釈を錯綜させる文言を入れるべきではありません。</p> <p>また、差別の禁止は、児童の権利に関する条約の一般原則にある大切な内容です。平等原則という考え方になりますが、これは平等権として権利性を有するものでもあります。</p> <p>「子どもの権利に関する基本的な事項」と銘打っている条文なので、一般原則は全て盛り込むべきだと思います。</p> <p>差別の禁止、すなわち平等原則は権利保障の前提という位置づけで、基本的人権の保障にあたって不可欠な考え方ですので、入れるとすれば1項に盛り込むのが望ましいといえます。</p> <p>条文案としては</p> <p>「子ども・若者は権利の主体であり、全ての子ども等しく独立した人格を持つ一人の人間として、差別的扱いを受けることなく、自分らしく健やかに成長するための権利が保障されなければなりません」とするのがよいでしょう。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり一部修正します。</p> <p>最善の利益については、子どもの権利との関係に言及する必要があると考えられるため、修正します。</p> <p>(→子どもは権利の主体であり、全ての子どもは等しく、おとなと同様に、独立した人格を持つ一人の人間として、最善の利益が図られ…)</p> <p>意見表明については、第14条第1号で「権利の侵害に対して拒否できること」、第2号で「素直な気持ちを表明でき、助けを求められる」と意見表明を含む権利を規定しており、また、第15条は自分に関することを自分で決める権利であり、意見表明とは直接関係がないため、原案のままとします。差別の禁止については、第11条は子どもの権利に関する基本的な事項説明するものであり、また、「全ての子どもは等しく～権利が保障されなければなりません。」と規定し、差別の禁止に関する内容を含むため、原案のままとします。</p> <p>大人については、一般的な意味で使用しており、大人と比較して子どもの権利が軽視される傾向があることから、同等であることを明らかにする必要があるため、原案のままとしますが、子ども基本法と文言を合わせるべきとのご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>(→おとな)</p> <p>人権教育につながる条文を第4項に規定する点については、第4条等で周知啓発について規定しているため、原案のままとします。</p>	<p>○</p> <p>※一部No.157と同じ修正</p>

No.	項目		意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
89	第11条	第1項	第11条第1項で、“大人と同様に”、第3項で、“大人はもちろんのこと”のように、【子ども】の比較対象として【大人】を用いていますが、第2条（定義）における混乱を避けるため、“大人と同様に”及び“大人はもちろんのこと”は削除した方が良くと思います。削除しても文章として成立すると思います。	増加する児童虐待等に顕著なように、大人と比較して子どもの権利が軽視される事案が社会的に大きな問題になっていることを踏まえ、子どもは大人と同様に権利が保障されることや、虐待等を行う大人の理解を深めることの重要性を示すことが必要と考えるため、原案のままとします。	
90	第11条	第2項	「他の者の権利を侵害しない範囲で」とあるが、後段の「いかなる侵害も受けることがあってはなりません」ということであれば、相互性を考えると他の権利は侵害できないはずで、あまり賢い内容ではないと思います。前文第2段落の賢い視点が台無しです。また、「権利の相互尊重」や「自由の相互承認」、このセンスを醸成するのは行政の仕事（第4条、第9条、第11条の3）なので、行政が条文どおり仕事すればよいだけではないでしょうか。	子どもの権利の行使は無制限に容認されるものではなく、他の権利と衝突する場合には制限されることを明らかにする必要があるため、原案のままとします。なお、憲法においても、「…基本的人権は、侵すことのできない永久の権利…（第11条）」「…生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」など、類似の規定があります。	
91	第11条	第2項	（原案）子どもの権利は、他の者の権利を侵害しない範囲で、 （提案）子どもの権利は、公共の福祉に反しない前提で、 他の者（＝関係の大人）と解釈できる場合もあるので、ここは人権同士の調整を超えての意味で、公共の福祉に変えてはどうかと考えます。	条例案では、当事者である子どもにわかりやすいような表現に留意しているため、原案のままとします。	
92	第11条	第2項	（原案）子どもの権利は、他の者の権利を侵害しない範囲で、 （提案）子どもの権利は、公共の福祉に反しない前提で、 他の者（＝関係の大人）と解釈できる場合もあるので、ここは人権同士の調整を超えての意味で、公共の福祉に変えてはどうかと考えます。		
93	第11条	第2項	（原案）他の者の権利を侵害しない範囲で （提案）公共の福祉に反しない範囲で 他の者の権利と対立することはあります。どっちの言い分も妥当な場合もあります。そのなかで折り合いを決めていく、ということだと思います。		
94	第11条	第2項	「…他の者の権利を侵害しない範囲で…」 ・権利を侵害しないの表現は、どうなのか。両立するのか、他の者とはだれか。 ・面砲（憲法の誤記と思われる）の基本的人権のところにもあるように、公共の福祉に反しない限り、に言い換える。		

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
95	第11条	第3項	子どもにも大人にも理解を深める取り組みが必要と明記されているのは重要であり急ぐべきことと思います。権利をわかりやすく子どもに伝え、自己決定や自分の気持ちを表現しても、受け止める大人がいなかったら、さらにそれをわがままとか否定するようだとしたら、人格否定であり、本人をつぶしてしまうことになります。	ご賛同いただき、ありがとうございます。第9条に規定の周知啓発をはじめ、様々な取り組みを進めて参ります。	
96	第12条	第3号	日本国憲法下では「最大の尊重」(13条)が保障されるにとどまり、公共の福祉に基づく合理的な区別(合理的な差別)は許容され、「いかなる理由によっても差別をされないこと」は保障されていない。案文は事実と反するから、「不合理に差別されないこと」と改めるべきである。裁判規範として引用される法文は、「事実」と「理想」が明確に区別して記載されるべきであり、「理想」を記載する際は「事実」ではなく「理想」であることがわかるような文言を採用するべきである。	当該規定は、憲法第14条を踏まえたものであるため、原案のままとします。	
97	第12条 ～ 第16条		こどもの権利がまとめて書かれており、大変よいと思います。具体的な施策への反映について、期待するとともに、当事者である子どもや若者にわかりやすく周知していただければと考えます。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	
98	第12条 ～ 第16条		とても大切な権利がかかれており、条例に載ったことをうれしく思います。特に私は15条が好きです。長い歴史の中で、子どもは大人の言うことを聞くものだ、従っていればいいのだ、というような風潮があったとおもいますが、この条文があることで、自分の意思に反することを、合理的な理由がなく、強制されないことが、保障されます。親子関係において、また、学校生活において、この条文は大きな変革をもたらすと期待しています。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	
99	第12条 ～ 第16条		こどもの権利がまとめて書かれており、大変よいと思います。具体的な施策への反映について、期待するとともに、当事者である子どもや若者にわかりやすく周知していただければと考えます。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	
100	第12条 ～ 第16条		「～権利があります。次に掲げるものが保障されます。」に変更。子ども(大人も含めて)が読みやすくなるかと思えます。	「権利があること」と「保障されること」に関連性があることが伝わりやすいと考えるため、原案のままとします。	
101	第13条		自分らしく心豊かに育つ権利に子どもの権利条約第31条の視点を入れていただきたいです。	条例案の第13条第3号から第5号については、こどもの権利条約第31条を踏まえ規定しています。	
102	第13条		「心豊かに」は削除するべきです。。心が豊かかそうでないかはだれが決めるのでしょうか。誰を基準に何を基準に豊かさを決めますか。豊かでない心は否定されるのでしょうか。内心の自由(憲法19条)は絶対的自由権です。どのような心をもっていてもよく、内心に介入してはならないのです。憲法違反となるおそれがあります。こども大綱に明記されている通り、大切なことは、自己選択・自己決定・自己実現なのですから、本条文の核となるのは「自分らしく」です。	自分らしく心豊かに育つ「権利」があることを規定するものであり、内心に介入する趣旨ではないため、原案のままとします。	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
103	第13条	第1号	現1号「自分の考えや気持ち、願いを自分なりの方法で表明できること。」 これはその通りだが、子供のころは親や頻りに接する者の影響を多分に受けます。 「自分の考えや気持ち」といっても、事実上は「親の価値観」に左右されていることが多いはず。 ですので、1号は下記のようにすべきと考えます。 「(1) 親を含む他者に押し付けられたり、脅迫や洗脳により偏った特定の価値観を植え付けられたものではない、自分の考えや気持ち、願いを自分なりの方法で表明できること。」	ご意見の趣旨は理解できますが、ご指摘の状態を含め、どのような状態であっても、自分の考えや気持ち、願いを自分なりの方法で表明できる旨を規定しているため、原案のままとします。	
104	第13条	第1号ほか	第13条の第1号には「適切に聞かれる」ということが明記されることが望ましいかと考えます。考えや気持ちを表明することと同時に「聞かれる」ということも子どもの権利条約などでは英文でも明記されています。また、自分らしく心豊かに育つ権利の中に「遊ぶ権利」が明記されることが望ましいかと考えます。子どもたちが遊びを通して学ぶことは、保育所保育指針や幼稚園教育要領などでも明記されており、千葉県でも「プレイパーク事業」が推進されていることなどもあります。子どもたちにとって「遊び」が大切であることが示されていることが、この条例に明記されることはとても重要なポイントであると考えます。	子どもの思いや気持ち、願いが適切に聞かれることについては、家庭における権利の保障(第18条第3項)、子どもに関わる施設・団体における権利の保障(第19条第5項)等として規定しているため、原案のままとします。 また、遊ぶ権利については、第3号において遊びを通じて健やかに成長することとして規定しています。	
105	第13条	第3号	(原案) 健全な遊びを通じ、健やかに成長すること (提案) 「自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びを通じ、健やかに成長すること」と具体的に書いていただきたいです。	ご意見及び他の意見を踏まえ、修正します。 (→多様な遊びや体験を通じ、健やかに成長すること)	
106	第13条	第3号	子どもの権利条約第31条の内容を、もう少し加えていただきたいと思いました。安心できる環境で休み、心を癒すことと同じくらい、好きな音楽を聴く・映画を見る・芝居や伝統芸能の鑑賞など、文化的な体験活動の機会を保障することが、子どもの成長には大切であると考えます。		
107	第13条	第3号	「健全な」を削除するべきです。「遊び」の本質は、内発的動機に基づく主体的な活動です。他人の権利を侵害することは、そもそも人権として保障されていません(内在的制約:本条例案第11条2項にも記載あり)。それを超えて、「健全」かどうかで遊びを制限することになる可能性があります。 遊ぶ権利は、児童の権利に関する条約31条に規定がありますが、ここには「健全な」という修飾語はついていません。修飾語には、それが付されることにより意味が限定されると作用があります。条例案には、条約にない修飾語を付しているため、条約よりも権利保障の範囲を限定する結果となっています。この言葉が入ることにより、「千葉県は、児童の権利に関する条約を守らない」という姿勢を明らかにしてしまいます。国内の法秩序は、憲法>条約>法律>命令>条例とされています。条約で保障されている権利の範囲を狭めることは条約に違反することになり、違法となる可能性があります。		○
108	第13条	第6号	第13条第6号に子どもの権利について知ることとあるが、これは基本的な事項なので、第1節の(子どもの権利に関する基本的事項)に明記した方がいいのではないかと?	第11条第3項において、子どもの権利を子ども自身が理解を深めることの重要性について規定しているため、原案のままとします。	
109	第14条	第2号	(原案) 「辛いことや嫌なことにに対して素直な気持ちを表明でき、」 (修正案) 「…気持ちを率直に表明でき、」または、「…感じたままを表明でき、」 「素直な気持ち」では、辛いことや嫌なことにそぐわない。	辛いことや嫌なことにに対して、「辛い」「嫌だ」という素直な気持ちを表明できることについての表現のため、原案のままとします。	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
110	第14条	第4号	<p>プライバシーに加えて、「通信、名誉・信用」を加えるべきです。</p> <p>プライバシーの保護は、児童の権利に関する条約16条に規定がありますが、ここでは、プライバシー（私生活、家族、住居）の他に、通信と名誉・信用が保障されています。</p> <p>プライバシーしか規定されていないと、「千葉市は「通信、名誉・信用」については権利保障しない」と思われてしまいます。</p> <p>条文としては「プライバシー、通信、名誉及び信用が守られること」とするべきです。</p>	<p>こどもの権利条約の規定を全て盛り込むことは現実的ではなく、柱書に「主として」と記載しているように各号の規定は例示であるため、追記はしませんが、一部修正します。</p> <p>(→…が守られること)</p>	○
111	第14条	第5号	<p>「…気軽に…」は、相談する内容が、買い物のアドバイスをもらう、的なたわいもない空気感を感じてしまいます。子どもにとって、気軽にないことを相談する場合もあり、「気軽に」は、「気兼ねなく」に言い換えていただくかと思います。</p>	<p>相談内容は気軽なことでもなく、相談することは気軽にできることが重要と考えるため、原案のままとします。</p>	
112	第15条		<p>「子どもには、発達及び理解の程度に応じ、自分に関するものを自分で決める権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。」</p> <p>これはその通りだが、子供のころは親や頻りに接する者の影響を多分に受けます。</p> <p>そのため、4号を別に定める必要があると考えます。</p> <p>第4号 第1号から第3号に際しては、自分の意思が、親等身近な者からの情報により偏ったもの、脅迫や洗脳により偏ったものと疑われる場合には、親等身近な者以外からの適切な支援や援助、必要な情報を提供したうえで意思確認を行うこと。</p>	<p>ご指摘の状態を含め、どのような状態であっても、子どもには自分に関するものを自分で決める権利があることを示すため、原案のままとします。</p> <p>なお、第15条については、別の観点からの意見がありましたので、修正しています。</p> <p>(→「発達及び理解の程度」を削除し、「自分に関するもの」を「自分に関すること」に修正)</p>	
113	第15条		<p>(原案) 「自分に関するものを自分で決める権利…」</p> <p>(修正案) 「自分に関することを自分で決める権利…」</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>(→自分に関することを…)</p>	○
114	第15条		<p>「発達及び理解の程度に応じ」を削除するべきです。</p> <p>児童の権利に関する条約で、自己決定権に制限を加える規程はありません。条約違反となる可能性があります。</p> <p>「発達及び理解の程度に応じ」に似た概念は、児童の権利に関する条約12条で「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」があります。これは、意見を尊重する際の注意規定であり、意見が表明されたときに、それをどのように考慮するかは年齢や成熟度に応じた対応となりますが、これは子どもの自己決定を制限するものではありません。</p> <p>子ども大綱を読んでも、自己決定に制限を加える記述は存在しません。発達や理解の程度が乏しい場合には自分のことを自分で決めてはならない条文に読めてしまいます。権利の主体とは、「自己選択・自己決定・自己実現」の主体という意味であり、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であるとされています(子ども大綱9ページ)。</p>	<p>発達及び理解の程度とは関係なく、年齢を理由に子どもの自己決定権が制限されることがあることから、あくまでも、個々の子どもの発達及び理解の程度に応じて自己決定ができることを示す必要があり、また、心身の発達の過程にある子どもの自己決定を無制限に保障することは、子どもの最善の利益を図る観点から不適当な場面もあると考えますが、その一方で、ご意見のような解釈も成り立つため、修正します。</p> <p>(→「発達及び理解の程度に応じ」を削除)</p>	○

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
115	第18条	<p>最善の利益の考慮が謳われていますが、これに不可欠な意見表明と意見の尊重が欠けています。子どもの意見を聞かない最善は、もはや最善ではありません。条約及び子ども基本法に違反するおそれがありますから、意見表明と意見の尊重を入れなければなりません。</p> <p>また、意見表明権は機会保障のみであってはなりません。子どもたちはひとりでの意見を持てるようになる（意見形成できるようになる）わけではないのです。乳幼児期からの、大人との言葉を介した応答性の中で、自らの意見（思い・気持ち）を醸成していくのです。家庭は、意見形成に大きく寄与する場なのです。意見表明権を表すには、意見の形成と意見の表明の双方を記載することが望ましいといえます。</p> <p>条文案としては 「・・・重要な場所であることを認識し、子ども・若者が意見を形成し、その意見を表明できるよう支援すると共に、その意見を尊重し、一人一人のこどもの最善の利益を・・・」</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>（→…重要な場所であることを認識し、子どもが意見を形成し表明できるよう支援するとともに、その意見を尊重し、一人一人のこどもの最善の利益を…）</p>	○

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
116	第18条	第2項	民法第821条は、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定しており、心身が傷つく以前の行為、すなわち、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす行為が禁止されているのです。しかし、本条例案は「心身を傷つける行為」とされており、傷つかない限り、有害な影響を及ぼしてもよいという内容になってしまい、民法に違反するおそれがあります。 条文案としては 「・・・虐待や体罰その他子ども・若者の心身に有害な影響を及ぼす言動をしてはなりません。」とするべきです。	ご意見を踏まえ、修正します。 (→…虐待や体罰その他子どもの心身に有害な影響を及ぼす言動をしてはなりません。)	○
117	第18条	第2項	(原案) 虐待や体罰その他子どもの心身を (提案) 子どもの心身を 虐待をしているひとは「虐待ではない、しつけの範囲だ」「教育的指導だ」「子どもの為を思って」などと主張します。これは、虐待者がそれを本気でそう思っているか否かは問わず、そういいます。有無を言わせぬために、「虐待や体罰その他」の削除を求めます。	虐待と認識している人も認識していない人も理解できるよう、虐待という用語を使用することについては、原案のままとします。 なお、「子どもの心身を…」については、別の観点からの意見がありましたので、修正しています。 (→…子どもの心身に有害な影響を及ぼす言動をしてはなりません。)	
118	第18条	第2項	(原案) …いかなる理由があっても、虐待や体罰その他子どもの心身を傷つける行為をしては…。 (提案) …いかなる理由があっても、子どもの心身を傷つける行為をしては…。 虐待や体罰とは、している人がそう思っていない場合が多い。しつけだと言ったり。		
119	第18条	第2項	「虐待や体罰その他子どもの心身を傷つける行為」とあるのは、「虐待や体罰により子どもの心身を傷つける行為」と改めるべきである。	子どもの心身を傷つける行為は、虐待や体罰だけに限らないため、原案のままとします。	
120	第18条	第3項	(家庭における権利の保障) 第18条第3項 幼児期から表情やしぐさから気持ちの言語化を大人がしたり、対話を重視して養育することが大切です。対話という視点が入るともっと具体的にわかりやすいと思います。	ご意見を踏まえ、修正します。 (→…子どもに最も近い存在として、積極的に対話するとともに、表情やしぐさ等から…)	○
121	第18条	第3項	民法第821条は、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定しています。 後段は2項に記載されており、前段が3項に該当する部分になると思います。ここで大切なことは、①人格の尊重と②年齢発達に程度への配慮、になります。条例案では、①人格の尊重が欠けています。本条例案には「人格の尊重」という言葉がどこにもありません。「千葉市は民法に従わない、人格を尊重しない」と理解されます。民法で親権者の責務として課されていることを取りこぼしてはなりません。 条文案としては、 「子ども・若者を養育する者は、子ども・若者の人格を尊重するとともに、子どもに最も近い存在として・・・」とするのがよいでしょう。	人格の尊重については、第11条第1項で「…全ての子どもは等しく、おとなと同様に、独立した人格を持つ一人の人間として…」と人格を尊重する趣旨の規定を設けており、第18条第3項は子どもとの接し方など養育の方法に関する規定であるため、原案のままとします。 なお、第3項については、別の観点からの意見がありましたので、修正しています。 (→…子どもに最も近い存在として、積極的に対話するとともに、表情やしぐさ等から…)	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
122	第18条	第4項	<p>「未就学の段階」としたのはなぜか。就学前と後で区別する根拠が不明です。</p> <p>国連子どもの権利委員会は、2005年に一般的意見7号で「乳幼児期における子どもの権利の実施」を作成しています。この一般的意見では、乳幼児期の定義を「出生から乳幼児期全体、就学前の時期及び学校への移行期を含める」「出生から8歳までの時期」としています(パラグラフ4)。</p> <p>本条例案では、おそらく、自分の気持ちや思いを言葉で言い表すことができない時期であっても権利保障が必要であると強調したい趣旨なのだと思いますが、それならば、国連が示す「乳幼児期」という概念を用いる方が条約の趣旨を踏まえ、国際標準になうものといえます。</p> <p>また、「こどもの権利を行使する機会」というのが些か不明確です。言葉で自分の思いや気持ちを上手に表せない時期であっても、意見表明権が保障されることを強調したい趣旨でしょうか。上記一般的意見7号ではこの点が強調され、解説されています(パラグラフ14)。</p> <p>だとすれば、条文案は</p> <p>「こどもを養育する者は、こどもが乳幼児期にあっても、思いや気持ちを表明する権利があることを理解し、乳幼児の声に耳を傾けるとともに、その思いや気持ちを尊重し、意見の実現や反映に取り組むことによって、こどもが自らの権利を理解し、適切に行使できる力を育むことができるよう努めるものとします。」になるでしょう。</p>	<p>未就学の段階については、ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>(→…こどもが乳幼児期にあっても…)</p> <p>こどもの権利を行使する機会については、こどもの意見表明権に限らず、第12条から第16条に規定することの権利全般を想定しているため、原案のままとします。</p>	○
123	第18条	第6項 第7項	<p>「…こどもの養育が困難な状況にある家庭や、貧困等によりこどもが様々な経験の機会を失っている家庭に対し、…(第6項)」「…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどもについても、…(第7項)」</p> <p>これらの家庭やこどもを見極めることが難しいと思いますが、その点はどうか。</p>	<p>条例案では、困難な状況にある家庭やこども等への支援について規定していますが、具体的な取組みについては施策の実施に当たって検討して参ります。</p>	
124	第18条 ～ 第19条		<p>関連団体、関係機関(こどもに関わる施設や団体、支援機関)との連携を謳うことの必要について、こちらの条例に掲げられている理念を現実のものとするためには、子どもの権利保障のための共通理念を有する関係機関が連携しそれぞれの強みを生かした多角的な関わりを持つことが必須と考えます。</p> <p>例えば第18条第6項「市は～中略～相談に応じるとともに(関係機関と連携し)必要な支援に取り組みます。」とするなど。</p> <p>第19条のこどもに関わる施設・団体における権利の保障の項目の中でも、これらの施設団体が横のつながり(連携)をもって子ども達の権利保障の実現にあたることを条例で謳ってほしい。</p> <p>19条第8項に「こどもに関わる～中略～不登校などの支援を必要とする子どもに対し、それぞれの思いや気持ちに寄り添い支えるとともに他の機関と連携する等により、学びの機会の確保に努めるものとします。」と謳っているが、不登校になる前の段階で子ども達の心を注意深く汲み取り、きめ細やかな関わりを持っていくことが「不登校」を予防することにつながると思う。</p> <p>不登校の問題は対処法だけではなく、予防の観点も加えた方が良く考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>(→新たに第19条第8項として、「こどもに関わる施設・団体の関係者は、市、地域及び他の機関と連携し、こどもの権利の保障及び安全の確保に努めるものとします。」と規定)</p>	○

No.	項目		意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
125	第19条		<p>子どもに関わる施設・団体…については学校等も含まれるが、子どもにとって長時間を過ごす学校の在り方の問題について記載する必要があるように思う。不登校に限定したように書かれているが、多くの学校は千葉市が設置し、運営に関わっているのに他人事のように読める。学校が果たす役割は大きいので、それがわかるような表現であってほしい。</p>	<p>学校は子どもにとって重要な居場所ですが、価値観や生活形態の多様化に伴い、その他の施設等も重要な居場所となっていることから、不登校など特に学校に関連のある事項を除き、「子どもに関わる施設・団体」として規定を設けることが適当と考えるため、原案のままとします。</p>	
126	第19条	第1項	<p>第19条1項「子どもに関わる施設・団体の関係者は、その運営にあたり、子どもに関わる施設・団体が子どもの健全な成長にとって重要な居場所であることを認識し、子どもの権利の保障及び安全の確保に努めなければなりません。」とあるが、「子どもの権利の保障及び安全の確保に努める」とは具体的にどのような場合を指すのか、不明確である。</p> <p>因みに1項に続く2項では、「子どもに対し虐待等をしてはならず」と禁止事項を規定しているが、この「虐待等」の意味は、第3条第2号により、「虐待やいじめ、体罰・不適切な指導、暴力、性犯罪や性暴力、差別等」を指しているため、前項の第1項で「子どもの権利の保障及び安全の確保に努める」ということは、施設・団体の関係者(職員等)が子どもに対して行う「指導・支援等」が、「虐待・体罰・不適切な指導等」にならないための規定となるべきである。</p> <p>これを改善するためには、例えば「…重要な居場所であることを認識し、子どもを指導・支援等をする場合は、子どもの権利の保障及び安全の確保に努めなければなりません。」と加筆するべきである。</p>	<p>子どもの権利の保障及び安全の確保については、子どもへの指導や支援等を行う場合に限らず、施設・団体の運営全般に関して重要と考えるため、原案のままとします。</p>	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
127	第19条	第4項	<p>「こどもに関わる施設・団体の関係者は、その運営にあたり、こどもの活動に一定の制約を設ける場合は、その趣旨をこどもに説明するとともに、適宜その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うよう努めるものとします。」において、「その運営にあたり、こどもの活動に一定の制約を設ける場合は、」とあるが、「こどもの活動に一定の制約を設ける場合」とは具体的にどのようなものを指すのか、「制約」とは、国語辞書では「ある条件を課して、自由にはさせないこと。その物事のために必要な条件。」とあるが、これを踏まえても、同項の「一定の制約」とは、その意味が不明確である。</p> <p>例えば、「…その運営にあたり、児童福祉施設等の管理規則及び学校の校則等によりこどもの活動に一定の制約を設ける場合は、という意味か、「こどもの活動に一定の制約を設ける場合」の内容を明確にされたい。</p> <p>もしこのような規則等であれば、これに続く「(児童福祉施設等の管理規則及び学校の校則等により) こどもの活動に一定の制約を設ける場合は、その趣旨をこどもに説明するとともに、」とあるようにこどもに説明するだけでは、子どもの権利第12条の「こどもの意見表明権・聴聞権」が保障されていない。</p> <p>これを改善するためには、例えば「…その趣旨をこどもに説明するとともにこどもの意見が聴取され、その意見が尊重されなければならない。また、適宜その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うよう努めるものとします。」として、制約の規定について、こどもの意見表明権・聴聞権の文言の加筆が必要と考える。</p> <p>なお、同項に続く第19条5項で、「こどもに関わる施設・団体の設置者及び管理者は、その運営に関し、こどもが日常的に意見を表明できる機会を確保するほか、可能な限りその意見を反映させるよう努めるとともに、反映させることができない場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。」とあるが、これは施設等の日常的な運営における一般的なこどもの意見表明権の保障の規定である。</p>	<p>ご意見及び他の意見を踏まえ、修正します。</p> <p>(→…その運営にあたり、規則等によりこどもの活動等に一定の制約を設ける場合は、必要かつ最小限のものとし、その趣旨をこどもに説明した上で、こどもから意見を聴き、その意見の尊重に努めるとともに、適宜その妥当性を検証し、…)</p>	○
128	第19条	第4項	<p>子どもに関わる施設や団体が、こどもの活動等に一定の制約(ルール)を設ける場合の規程ですが、そもそも、子どもの権利を不当に制限する制約(ルール)を作ることには許されません。</p> <p>このため、制約が必要最小限であることを示す必要があります。そうでなければ、後段の「妥当性」の判断ができません。</p> <p>条文案としては</p> <p>「・・・一定の制約を設ける場合、その制約は必要かつ最小限とされ、かつ、その趣旨を・・・」とするべきです。</p>		
129	第19条	第5号	<p>意見の反映は実現困難な場合もあり得ますので、努力義務といえますが、反映させることができない場合の理由の説明は必ず行われるべきものですから、努力義務にとどまってはなりません。努力義務の場合には頑張ればよいのですから、やろうと思ったけど話す機会がなかったからやらなかったという口実が通用してしまい、権利保障が有名無実と化します。</p> <p>条文案としては「・・・可能な限りその意見を反映させるよう努めるとともに、反映させることができない場合には、その理由を説明します。」とするべきです。</p>	<p>「こどもに関わる施設・団体」には、市以外の機関も含まれ、義務として規定するのは適当ではないと考えため、原案のままとします。</p>	
130	第19条	第8項	<p>「学びの機会の確保に努める」とあるが教育基本法には「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない……」とあり、学びの機会の確保は義務ではないでしょうか。</p>	<p>憲法や教育基本法において教育を受ける権利が保障されていますが、様々な理由で学校に登校していない子ども等について、特に配慮が必要であることを表すために規定したものであるため、原案のままとします。</p>	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
131	第19条	第8項	(原案) 学びの機会の確保に努めるものとします。 (修正案) 学びの機会の確保に努めなければなりません。 不登校の児童生徒の学びの確保は必須です。「…ものとします」という表現は、公教育の責務を回避しているような表現になってしまっています。	教育を受ける権利については憲法や教育基本法において保障されていますが、本項については様々な理由で学校に登校していない子ども等への配慮に関する規定であり、その背景には様々な事情があることを考慮すると、義務的な印象を強調することは適さないと考えるため、原案のままとします。	
132	第20条	第1項	「市民は、子どもにとって身近な地域が、様々な立場にある多世代の住民との関わりの中で、多様な人間関係を学び、築くための重要な場所であることを認識し、子どもの権利の保障に努めるものとします。」 …わかりにくい表現です。…子どもが置かれた地域環境が、様々な住民との関わりの中で(後続く) ・身近な地域、は?なので、子どもが置かれた地域環境 ・立場、は上下関係を連想します。多世代は様々な、に含まれると思うので、なるべく短くわかりやすく。	「子どもにとって身近な地域」「様々な立場」「多世代」などは重要な文言と考えているため、原案のままとします。なお、よりわかりやすくみ砕いた内容のリーフレット等を作成することについて検討して参ります。	
133	第21条 ～ 第31条		子どもの権利救済委員の設置を歓迎します。大変喜ばしいことです。 懸念点があるとすれば、第25条の「特別の事情」を誰が判断するのかです。 おそらく要綱などが作られると思いますが、特別の事情の有無も含め、子どもの権利救済委員が判断しなければなりません。訴訟案件のため、子どもの権利救済委員の目にも触れないということはあってはなりません。全件子どもの権利救済委員に回し、子どもの権利救済委員が特別の事情の有無を判断できるような要綱作成をお願いします。	ご賛同いただきありがとうございます。 子どもの権利救済委員の運営方法等については、施策の実施に当たって検討して参ります。	
134	第21条 ～ 第31条		第2節で救済委員について書かれているのは評価できる。実効性のある制度になるような体制にしてほしい。		
135	第22条		救済委員については、子どもでも利用できるような配慮をお願いします。	子どもの権利救済委員の運営方法等については、施策の実施に当たって検討して参ります。	
136	第22条		・P10(救済委員の設置)第22条 救済委員について、子どもコミッショナーやオンブズパーソン役割が不可欠であり、きちんと入っていて良いと思います。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	
137	第22条	第1項	(原案) 子どもの権利救済委員を置きます。 (提案) 子どもの権利救済委員制度を設けます。 委員個人に子どもの権利救済を委ねるのではなく、公の制度として位置付けるべきではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、修正します。 (→…権利の回復を支援するため、子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)に関する制度を設けます。)	
138	第22条	第1項	(原案) 子どもの権利救済委員 (提案) 子どもの権利救済委員会制度 「委員」という制度であるのはわかるのですが、出来るだけ「公的」な「集合体」であることを示した方がいいと思います。		○
139	第22条	第1項	(原案) 子どもの権利救済委員を置きます。 (提案) 子どもの権利救済委員制度を設けます。 委員個人に子どもの権利救済を委ねるのではなく、公の制度として位置付けるべきではないかと考えます。		
140	第22条	第1項	(原案) 子どもの権利救済委員を置きます。 (修正案) 子どもの権利救済委員制度を設けます。 人を置くというよりも、仕組みをつくり、というスタンスの書き方がいいと思います。		

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
141	第22条 ～ 第31条	<p>第22条以降に救済委員についてのあれこれ書かれていますが、この条例で示す救済委員は主任児童委員や千葉市子どもナビゲーターなどとは違う立ち位置になるのか？</p> <p>既に地域の中で子ども達の権利保障のために活動している方々との役割の違いを明確にしておかないと救済委員は地域の中で効果的な働きができないのではないかと危惧しています。</p>	主任児童委員や子どもナビゲーターなど、すでにこどもや子育て家庭のために尽力されている方々とは異なり、救済委員は条例で規定することにより調査や調整、勧告、是正要請等を行う権限を有することになりますが、こどもの権利の侵害に対する救済等に当たっては、必要に応じ、地域においてこどもの支援を行っている方々と協力・連携をしていくことが重要であると考えています。	
142	第22条 ～ 第31条	<p>千葉市がこどもの権利救済の仕組みを作ることを高く評価します。</p> <p>第2節は必ず実現してほしいと希望します。そして教育の分野でもこの仕組みが必ず動くようにして頂きたいです。特に第24条（救済委員の職務）に期待します。</p> <p>理由：当会は障害のある子もいない子も一緒に育ち、学び、生きていくことを願って千葉市を中心に活動している市民団体です。当会にはお子さんが人権侵害を受けたときに、さまざまな既存の公的な相談機関に行っても解決できなかった方が相談にいらっしやいます。保育、幼稚園、学校、学童保育での排除や虐待等。</p> <p>特に教育関係での障害者排除や虐待については学校に相談しても法務省の相談窓口でも、障害者差別解消法による相談窓口でも、解決できないことがあります。学校での教員からの虐待を児童相談所に通報しても対応しませんでした。児童虐待防止法第2条で児童虐待とは保護者が虐待するものとされているからです。</p> <p>また、障害者虐待防止法でも障害者虐待は親や障害者施設職員、使用者によるものとされており、学校での教員からの虐待は第3条虐待なのでスキームがないからと言われて対応してもらえませんでした。障害者差別の広域専門指導員に相談しても、当事者は指導員から学校側の言い分を伝えられただけで、学校からは「指導員からは差別には当たらないと言われた」と報告されただけ、という例もありました。</p> <p>分離教育の中で苦しんでいる子どもと親がいるのに、そしてこれだけ公的な相談機関があるのに、障害のある子どもに正面から対応してくれるところはほとんどなく、当会のような民間の小さな団体に助けを求めて来られる方がいらっしやるのです。子どもの声を真剣に聞いて、救済してくれる仕組みは必要不可欠です。しかも独立して救済のために機能する仕組みにすることが必要です。</p> <p>障害のある子どもは、就学相談（教育相談）、就学時健康診断で分離され、普通学級での合理的配慮は提供を拒まれている実情があります。国連の障害者権利委員会からは分離教育の中止、普通学級での合理的配慮の提供が勧告されています。分離教育は子ども同士の差別も生み出しています。現状の制度を変えていく力になる救済機関でなければ、これまでと何も変わらず、存在意義がないと思います。ぜひ、子どもの声を大人の都合や現行制度を盾にして遮らないで、制度そのものを変更していく力を持った救済機関にしていきたい。</p>	条例案では、救済委員の職務として、助言や支援とともに、関係者等への調査、調整、勧告、是正要請及び制度の改善を求めるための意見表明など、こどもの権利の侵害に対する救済の実効性を高める規定を設けています。	
143	第22条 ～ 第31条	<p>人権救済の仕組み（機関）がなく、理念だけの条例を作っている市町村が多い中、千葉市は頑張って救済の仕組みを作ろうとしています。</p> <p>ぜひ学校での人権侵害にも対応できる機関にして下さい。</p>	ご賛同いただき、ありがとうございます。	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
144	第22条 ～ 第31条		子どもは大部分を学校で過ごしているのですから、教育に関する記述を増やした方が良く考えます。 障害のある子が地域の学校(小中高校)で学ぶ権利があり、平等に学ぶための変更や調整が義務です。 インクルーシブ教育が少しずつ広まっています。障害のない子どもにとっても障害のある子どもと共に学び、生活することがとても大切です。どうぞ、これらのことも明記して下さい。	学校については、子どもに関わる施設・団体の一つと定義しており(第2条第4号)、学校を含め、子どもに関わる施設・団体における権利の保障に関しては、第19条各項(第8項(パブリックコメント手続における意見の反映後は第9項)は学校のみ対象)で規定しているため、原案のままとします。	
145	第23条	第1項	文頭の「何人も、救済委員に対し、」をトル。2行目の「権利の回復を支援するため、」のあとに、「何人も」を入れる。あるいは、「何人も」の代わりに、「誰でも」を入れる。条例だと「なんびと」を使うものなのでしょうか?	ご意見のとおり修正します。 (→子どもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、何人も救済委員に対し…)	○
146	第24条	第1項	「…制度の改善を求めるための意見表明(以下、「意見表明」といいます。))は、他にも「意見表明」と記載されている箇所があり、わかりづらいと思います。	ご意見を踏まえ、第35条第5項を修正します。 (→市は、子どもや若者が意見を形成し、表明できるよう、必要な情報を理解しやすいように整理して提供するとともに、意見を表明できる機会や場を設けるなど、子どもや若者が意見を表明するための支援に努めます。)	○
147	第24条	第2項	「…自己の発意に基づき取り上げた事案について助言等を行うときは、当該子ども又はその子どもを養育している者の同意を得なければなりません。」の記載について、助言にまで保護者の同意を必要とすると、権利の救済に当たり支障が出るのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正します。 (→…自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又はその子どもを養育している者の同意を得なければなりません。…)	○
148	第25条	第1号	第1号で調査されている、と判断するにしても「十分に調査されている」の調査はするべきです。また、本来は、裁判等でも認められなかったことへの救済(結果的に判断は裁判結果と同じであっても)の制度でもあるべきです。「特段の事情があると認められるときを除き」があるので大丈夫、とはなりません。この文章を読んで、一般的にどうとらえるかを考えると、第1号は削除すべきだと思います。	司法権は尊重すべきであり、また、係争中の事案について、訴訟の関係者と救済委員が同時並行的に対応することで、お互いの調査業務等に支障が生じたり、それぞれの結論等に影響が及ぶことなどが懸念されるため、原案のままとします。	
149	第30条	第4項	救済委員の制度を設けることはよいことだと思うが、救済委員の判断が絶対に正しいものとして勧告や意見表明を尊重することは危険である。せめて「尊重するよう努めなければならない」とすべきである。	ご意見を踏まえ、修正します。 (→…尊重するよう努めなければならない。)	○
150	第30条	第5項	救済委員の是正要請に対して、講じた措置を報告することとしているが、救済委員の判断が絶対に正しいというわけではなく、措置を講じない場合もあり得るので、その場合はその理由を報告すべきである。	ご意見を踏まえ、修正します。 (→…救済委員に対して、講じた措置について報告し、措置を講じないときはその理由について報告するものとします。)	○
151	第32条 ～ 第34条		第3節 若者の権利の保障 先に述べたとおり、子ども大綱では「若者」に関して①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する④良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする としています。本条例案の「若者」には以上が一切保障されていません。権利保障の範囲が以下になっています。	条例案では、心身の発達過程にある「子ども」と、心身の発達過程を過ぎた者や自立した大人として生活している者等もいる「若者」とは丁寧に書き分ける必要があると考え、個別に定義しています。	
152	第32条 ～ 第34条		第2章を「子ども・若者」で規定してもらえば不要となる条文です。若者の権利保障は、家庭や施設等に関わらず、あらゆる場面で保障されます。場面を限定して保障すると記載している条項の意味がよく分かりません。何も書くことがないためにとって付けた感があります。		

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
153	第33条	(原案) 困難を有する若者が、自立した大人として、・・・ (修正) 困難を有する若者が、社会への一步を踏み出し、・・・ 困難を有する若者に「大人だから」と自立を促すのは、現状を見ても難しいと考えます。まずは、できることから始めるべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、困難を有する若者の自立には段階が必要だと考えますが、ここでは将来的に望ましい姿を示すことが重要と考えるため、原案のままとします。	
154	第33条	(原案) 困難を有する若者が、自立した大人として、 (修正案) 困難を有する若者が、社会への一步を踏み出し、 自立そのものがむずかしく、時間がかかる若者の到達点を、「自立した大人」と決めつけない方がよいと思います。「社会への一步を踏み出し」に変えてみてはどうでしょうか？		
155	第33条	(原案) 困難を有する若者が、自立した大人として、 (修正) 困難を有する若者が、社会への一步を踏み出し、 困難を有する若者に「大人だから」と自立を促すのは、現状を見ても難しいと考えます。まずは、できることから始めるべきではないでしょうか。		
156	第33条	若者支援について、こども大綱は、こども施策について、「こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策(例:若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)が含まれる」としていますが(47ページ)、本条例案は「社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者」のみを対象としており、こども基本法よりも保障の範囲が狭くなります。困難の有無にかかわらず、社会参加支援、就労支援は必要ですし、社会生活を円滑に営んでいたとしても、その時に困った、迷ったという若者のSOSをとらえる必要があるはずです。 「社会生活を円滑に営む上で困難を抱える」は削除するべきです。	条例案では、「若者」について、こども大綱等を踏まえ、「思春期及び青年期等にある概ね30歳代までの者」と定義していましたが、他の意見を踏まえ、目安とする年齢については削除します。 若者の中には、心身の発達の過程を過ぎた者や自立した大人として生活している者等もあり、一律に規定することは適当ではなく、若者への支援に関する規定(第33条)においては「社会生活を営む上で困難を有する若者」としているため、原案のままとします。なお、社会参画等については、こどもも若者も促進していく必要があると考えるため、第3章で規定しています。	
157	第35条 ～ 第37条	第3章があるから、第11条に意見表明・最善の利益を入れていないのだろうと思いますが、これは誤りです。実体的権利性がある以上、権利を記載する条文に意見表明と最善の利益を入れる必要があります。	第11条については、ご意見及び他の意見も踏まえ修正します。 (→第11条第1項に最善の利益に関する記述を追記)	○ ※No88と同じ修正
158	第35条 ～ 第40条	「子どもの意見表明権」というと、子の意見をストレートに受け取り、対応することが「子どもの権利を尊重すること」と捉えがちですが、片親疎外を受けた子が「別居親に会いたくない」「別居親が嫌いだ」等の意見表明をし、その意見をストレートに尊重することが「本当の意味での子の権利の尊重とはならない場合があること」を本条例にも考慮して、加えていただきたいのです。具体的には条文に「片親疎外」の文言を入れ、そういう子どもの本心とは裏腹な心理にも配慮する方向付けを加えて欲しいと思います。 今回の千葉市における条例制定は共同親権後発国の日本においては画期的な取り組みだと私は期待しておりますが、後の共同親権への法改正に向け、現段階から「片親疎外」に配慮した文言を加えてください。 「片親疎外」という用語が一般に理解しづらく条文に相応しくない場合は「同居親からの影響を排除した子、本来の意思の尊重」と表現するなどの検討をお願いいたします。 ※片親疎外=同居親が子どもに別居親の悪口を吹き込んだりして、その影響を受けて、子が別居親を激しく拒絶する状態のことで、片親疎外症候群は「その行為の結果として子の精神面や身体面に様々な悪弊が出ている状態のこと(意見提出者による説明)	条例案では、自分らしく心豊かに育つ権利として「自分の考えや気持ち、願いを自分なりの方法で表現すること」(第13条第1号)を規定しているとともに、基本理念において意見を形成するための支援(第3条第4号)を規定しているほか、自分に関することを決めるときに適切な支援、助言、必要な情報が得られること(第15条第1号)に関して規定しているため、原案のままとします。	

No.	項目		意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
159	第35条 ～ 第40条		<p>単独親権社会の今までは、子が同居親に嫌われたくない等の理由から、本当は別居親に会いたいの「会いたくない」と言う、あるいは話題にもしないことが当たり前のようにされ、夫婦の離婚が数十年におよぶ親子の別れになっていました。</p> <p>この条例制定を機に「真の意味での子の意見表明」に市をあげて取り組んでいただきたいと思います。加えて、そういう離婚後家庭の子の心理を学ぶ勉強会を企画、開催していただけたらと思います。</p>	<p>こどもの意見を適切に汲み取るについては、家庭における権利の保障(第18条)において規定しています。また、勉強会については市の責務(第4条)における周知啓発として、検討して参ります。</p>	
160	第35条 ～ 第40条		<p>私は裁判を通じて母親から娘への片親疎外行為を裁判官に訴え、父母双方が臨床心理士のカウンセリングを受けるようにと指示をされました。私の件では証拠になる音声等があったので特異な例ですが、大抵の離婚家庭の調停・裁判ではそういったことには目も向けられず、そういう子の心理はほとんど配慮されていません。</p> <p>そのカウンセリングの指示を受けてから改めて知ったことですが、日本の臨床心理士には「片親疎外」という言葉を知らない人も少なくないそうです。そういう意味でも、本条例が日本の先進的条例に仕上がりに、未来の日本の子ども達に役立つものになることを願っています。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	
161	第36条	第2項	<p>「こどもの意見を反映できない場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。」について</p> <p>これまでの社会一般において、子どもが意見を言っても何の理由もなく却下することが常だったという感想を抱いていますので、この条文が入ったことはとても評価できます。こどもの時から、意見が通らなくても、その理由を聞くことが出来る経験があれば、大人になっても、相手と違う結論を押し付けるだけの大人にならないですみます。大人にとっても大切にしたい条文です。</p> <p>できれば、「努めるものとする」ではなく、「努めます」にしてほしいと考えます。</p>	<p>基本的に、市が主語の場合は「努めます」としていますが、市以外の主体が主語に含まれる場合は「努めるものとします」としているため、原案のままとします。</p>	
162	第36条	第2項	<p>とても良いと思います。実現しなくても、きちんと返答することは、個人として尊重されているという実感を(子どもだけでなく)全てのひとに与えます。ぜひ、よろしくをお願いします。(こちら、意見です)</p>	<p>ご賛同いただき、ありがとうございます。</p>	
163	第37条	第3項	<p>「市は、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体のほか、…」</p> <p>これは、「こどもや若者に関わる施設・団体のほか」ではダメなんでしょうか。大変読みづらいです。</p>	<p>若者の中には、心身の発達の過程を過ぎた者や自立した大人として生活している者等もいることを踏まえ、「若者に関わる施設・団体」(第2条第5号)を定義する必要があるため、原案のままとします。</p>	
164	第38条	第2項	<p>(原案)…将来は自立した大人として生活基盤が安定し、社会の一員として、自覚と責任を持って、円滑に社会生活を営むことができるよう、</p> <p>(提案)…将来は社会の一員として、あらゆる分野での社会参画を促し、多世代と連携しながら社会生活を営むことができるよう、</p> <p>生活基盤の安定や円滑な社会生活は、不確実な時代においてはそれを方針とすることは難しいと思います。</p> <p>ボランティア活動であれ、就労であれ、社会参画によって社会の变革を促し、また、それを多世代が支え、支えられることで、誰もが暮らしやすい社会をつくる必要ではないでしょうか。</p>	<p>生活基盤の安定や円滑な社会生活は望ましいものであり、その実現のために切れ目のない支援に努めることは重要と考えるため、原案のままとします。</p>	

No.	項目		意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
165	第38条	第2項	<p>「将来は自立した大人として生活基盤が安定し、社会の一員として、自覚と責任を持って、円滑に社会生活を営むことができるよう」とありますが、市民に対して求めるものが大きすぎるきらいがあります。特に「自覚と責任」という内面の問題に介入する条項は内心の自由（憲法19条）に抵触するおそれがあります。</p> <p>「こども大綱」では、「おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで」支援するとして記載していません。障害や病気を抱えている方々など、自立のための支援を必要とする方々もたくさんいます。生活困窮者自立支援法に自覚と責任という言葉は入っていません。</p> <p>障害者自立支援法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されており、そこにも自覚や責任を障害者に求める内容はありません。（事業者の責任については言及がありますが、障害者に責任を求めてはいません。）</p> <p>「自立」で大切なことは、社会の責任を果たすことや上手に安定して生活することではなく、「自分らしく社会生活を送ること」です。社会の基準に合わせるのではなく、その人らしく社会の中で暮らすことが大切であると、こども基本法は考えているのです。</p> <p>目指すべき大人像に義務や内心を押し付けてはなりません。</p> <p>修正するとすれば 「将来大人として自分らしく社会生活を営むことができるよう・・・」 という、一人一人の個性を前提とした記載の仕方が適切であると思います。</p> <p>なお、 ここでも「大人」とは何かが問題になります。 こども・若者を区別しすぎていますし、「大人」について定義がないまま条項が作られているため、市民は混乱します。</p> <p>こども基本法の趣旨を踏まえて条例を作成するならば、こどもと若者を区別せず「こども」に統一するか、「こども・若者」という記載に統一する。</p> <p>大人について定義することが困難なのであれば、こども基本法にあわせて「おとな」という表記し（こども基本法にもこども大綱にも定義はありません。）、こども大綱などを読み解きながら、おとなの概念を理解してもらうのがよいと思います。法律とあえて異なる言葉を使っているのであれば、法律とは違う定義と思われてしまうでしょう。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一部修正します。 （→…将来は自立したおとなとして生活基盤が安定し、社会の一員としての認識を持って、円滑に…） なお、第5条にも同様の表現があるため、修正します。 （→…社会の一員としての認識を深め、こどもの自己肯定感や…）</p>	○
166	第38条	第2項	<p>（原案）…将来は自立した大人として生活基盤が安定し、社会の一員として、自覚と責任を持って、円滑に社会生活を営むことができるよう、 （提案）…将来は社会の一員として、あらゆる分野での社会参画を促し、多世代と連携しながら社会生活を営むことができるよう、 生活基盤の安定や円滑な社会生活は、不確実な時代においてはそれを方針とすることは難しいと思います。 ボランティア活動であれ、就労であれ、社会参画によって社会の改革を促し、また、それを多世代が支え、支えられることで、誰もが暮らしやすい社会をつくる必要ではないでしょうか。</p>	<p>生活基盤の安定や円滑な社会生活は望ましいものであり、その実現のために切れ目のない支援に努めることは重要と考えるため、原案のままとします。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
167	第40条	<p>本条例案には、(こども計画の推進状況の検証)第40条「市は、こども計画の推進状況を強証するため、千葉市社会福祉審議会等の附属機関による審議に付し、その内容を公表します。」とあり、こども計画の推進状況を検証する機関の条項はあるが、「こどもの権利に関する施策の充実を図り、こどもの権利の保障を推進するための機関」が設置されていない。</p> <p>本条例案の第2節「こどもの権利の侵害に関する相談及び救済」において、こどもの権利擁護制度を整備されたが、これをより実効性のあるものにして、こどもの権利の保障の推進をするためには、その検証が必要であると考え、これを検証する機関の設置を求めるものである。</p> <p>因みに、政令指定都市ではじめて条例を作った「平成12年・川崎市子どもの権利に関する条例(第7章・子どもの権利の保障状況の検証・第38条～第40条)」や、平成20年・札幌札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(第7章・子どもの権利の保障の検証。第47条・第48条)及び「令和6年・新潟市子ども条例(第5章・権利の保障と推進・第33条～第36条)」等が、こどもの権利の保障を推進するために、「子どもの権利委員会」を設置しているので、これを参照されるべきである。</p>	<p>こどもの権利の保障を含め、こどもや若者、子育て家庭に関する施策については、こども計画で位置づけ、その進捗状況を千葉市社会福祉審議会等の附属機関による審議に付すこととしているため、原案のままとします。</p>	
168	その他	<p><概要(やさしい版)></p> <p>5つの権利の中の5番目に「社会に参加する権利」とありますが、条例の中では「参画」という言葉が使われているため「社会に参画する権利」にすることが望ましいと感じました。こどもたちにとって意味が難しいということであれば、この表の下に注釈として「参画とは……という意味があります」ということを示すことで理解を得ることは可能かと考えます。参加できることと、参画できることの差は大きいと感じます。</p> <p>キャラクターとして「さといーもくん」が出てきますが、なぜサトイモなのか説明されているといいかなと感じました。私自身はサトイモを育てることも食べることも大好きなのでとても共感もてます。ぜひサトイモの魅力を書いていただければと感じました。(子孫繁栄の象徴であるため、こどもが大切にされるからとか?のかなと想像はしました。親芋という表現はこの条例には合わないかなとは感じますが。)</p>	<p>パブリックコメント手続時に提示した当該資料については、主に小学生向けに作成したものであり、ご指摘のとおり、「参画」という言葉が小学生にとって難しいと思われることから「参加」と記載しました。ご意見につきましては、今後の周知啓発にあたり参考とさせていただきます。</p> <p>また、「さといーもくん」については、以前本市のこどもの参画事業である「こども・若者の力ワークショップ」において、千葉市の農産物に関する取組みを行った際に参加者であるこどもが作成したキャラクターであり、こどもたちが抵抗なく資料を読めることを意図して使用しました。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方(案)	条例(案)への反映
169	その他	<p>条例は立派な文章で出来上がっていると思います。しかしながら、この条例には具体性がありません。条例案はあくまで絵に描いた餅ですから。(自転車に乗る時のヘルメットはあくまで努力義務です)</p> <p>この条例は学校や企業、保護者が何をすべきかの方向付けで、千葉市自体はこの条例に沿って、千葉市行政として何を具体的に施策として行おうとしているのでしょうか。条例を作ったら、その目指す方向に進むムーブメントを考えるべきです。千葉市が本気でやる気があるなら、罰則があってもいいかもしれません。(裁判で争う?)</p> <p>具体例を挙げます。</p> <p>①地域の大人が多数を占める学校評議会の中に、子供の代表者を入れて子供たちの視点で学校の在り方を考える。(地域を現状を理解させるために校長・教頭を3年ぐらいで移動させない)</p> <p>②今の学校教育に合わない子供たちのフリースクールを支援する。(どの子にも学習する権利を)</p> <p>③放課後子ども教室の運営をNPO法人に任せずに、地域の自治組織を中心に運営できるようにする。(文科省の施策を丸のみにしない)</p> <p>④教育委員会に、日本語教育や教育行政の専任の専門家を配置する。(3年ほどで移動しない)</p> <p>⑤条例内の多くの「～努めます」という表現で、責任を回避できる要素はあまり好ましくない。</p>	<p>条例案では、基本理念や市の責務のほか、市民の役割などを規定することにより、社会全体で子どもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することを一つの目的としており、救済委員の設置のような具体的な規定も一部設けていますが、その他の具体的な施策については、子ども基本法に基づく市町村子ども計画の策定(第39条第1項)にあたって検討することとしています。なお、罰則については、機運の醸成という趣旨にはそぐわないものと考えます。</p>	
170	その他	<p>子ども園で働いている保育教諭です。子どもの主体性を大切にしたいと思いますが、実際の現場では人手が足りなく十分に対応できないところが多いと思います。また、どういうところがみんな違ってよいか?というのは、大切なことは何か?の軸を共有できれば職員が理解できないと思います。</p> <p>トップの方の考えというのはとても大切だと思っています。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。条例の趣旨等に関しては、子ども園など、子どもに関わる施設・団体に対しても周知啓発を行っていきたく考えています。</p>	
171	その他	<p>※長文のため、別ファイルをご覧ください。(意見の他に子ども関連の新聞記事等の引用が記載)</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	
172	その他	<p>最近(少なくとも2021年度から)、条例(案)に関するパブリックコメントは、条例(案)の概要(要旨)を提示されるだけでした。理由を市にお尋ねすると、法務関連部門の時間の制約から条文(案)を提示することはできないとの回答でした。今回、要旨ではなく条文(案)を提示していただけた理由をお聞かせください。</p> <p>条例(案)に対しては、要旨だけでなく、本パブリックコメント手続きのように、条文(案)の提示は非常に有難いことだと思っております。</p>	<p>本条例案の作成にあたっては、附属機関である千葉市子ども基本条例検討委員会において条文案の審議がされており、パブリックコメント手続においても条文案についてご意見をお聞きすることが重要と考え、条文案を提示しています。</p>	
173	その他	<p>パブリックコメント手続について規定する千葉市市民自治によるまちづくり条例の所管課(市民局市民自治推進部市民自治推進課)は、今後市長等(同条例2条9号参照)からパブリックコメント手続を実施する旨の通知があれば、今回と同様に、千葉市市民自治によるまちづくり条例14条2項に従い、骨子ではなく案文についてパブリックコメント手続を実施するよう所管課に助言されたい。</p>	<p>ご意見については、所管課に伝えます。</p>	

No.	項目	意見の概要	市の考え方（案）	条例（案）への反映
174	その他	千葉市公文書等管理条例（所管課：総務局総務部総務課）制定に係るパブリックコメント手続は、同条例が千葉市市民自治によるまちづくり条例13条1項2号所定の条例（市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例）であるにもかかわらず、骨子について実施されたが案文については実施されず、同条例13条1項2号及び14条2項の規定に違反していたので、この際、千葉市市民自治によるまちづくり条例所管課から千葉市公文書等管理条例所管課（総務局総務部総務課）及び同局同部政策法務課に助言されたい。	ご意見については、所管課に伝えます。	
175	その他	条例施行後は、子どもに関わる活動をしている様々な団体への支援も進める必要があると思います。	子どもに関わる施設・団体への支援については、施策の実施に当たって検討して参ります。	
176	その他	条例の目的を達成するためには学校における取組が重要だと思えます。	学校における取組み等については、施策の実施に当たって検討して参ります。	
177	その他	義務教育を受けている子どもについて、特に重点的な取組みを期待します。		
178	その他	子どもに関する条例を作ることに、素晴らしいことだと思います。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	